

知的財産推進計画2004の見直しに関する意見募集の結果について

2005年4月26日
内閣官房
知的財産戦略推進事務局

1 実施期間及び方法

2005年1月24日(月)～2月14日(月)

2 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、電子メール、FAX及び郵送により、知的財産推進計画2004の見直しに関する意見を募集した。

3 提出された意見の件数

514件(うち個人447件、団体67件)

4 提出された意見

提出された主な意見は別添のとおりであり、知的財産推進計画2004の見直しの参考とする。

知的財産推進計画 2004 の見直しに関する意見の概要

知的財産戦略全般

知財立国とは、新しい産業を興すイノベーションの源泉となる知的財産の創造を促進し、保護、活用することにより日本の競争力を向上させる仕組みづくりである。日本もイノベーションを阻害する制度の排除とイノベーションを支援する制度の構築を急がなければならない。知的財産推進計画 2005 の作成に当たり、知財改革を再度見直し、加速することを提案する。

2002 年 2 月の小泉首相の施政方針演説から 3 年、日本は知財改革の真っ只中である。知財基本法の制定や知的財産高等裁判所の創設など、多くの画期的な知財改革が短期間に断行されたことに対して、政府、関係者の方々の熱意と努力に心から敬意を表す。しかし既済みの改革の中には、役所の抵抗勢力や法曹界の変革阻止の意向を受け、骨抜きにされているものも混在している。新規の項目の積極的追加と、既に各府省により改革された項目の政策評価の開始も必要である。

イノベーションが溢れる知財立国に改革するため、立法を応援しよう。（憲法に知財条項を入れる、デジタル著作権法やインターネット時代に適応した知的財産法を作ろう、知的財産を有益に使う競争政策を作る、職務発明規定を廃止する）

経済がグローバル化する中、模倣品問題が深刻な世界的な問題に発展している。日本一國で解決できる問題ではない以上、政府は海外戦略を前向きに検討しなければならない。（世界知的財産憲章を制定する、主要国知的財産閣僚会議を開催する、世界特許条約をリードする、発展途上国の知財制度整備を支援する、日米知財協力協定を結ぶ）

日本国憲法の改正に際し、「豊かな国民生活と新たな産業の発達を実現するため、知的財産の創造と活用に、立法・行政・司法の機能を結集する」ことを、憲法前文に明定する。

知的財産戦略は、国家のイノベーション戦略の中核に位置付けられるべきである。現在議論になりつつある憲法改正に際しては、知的財産に関する条項が加えられることが望ましいと考えられる。

「豊かな国民生活と新たな産業の発達を実現するため、知的財産の創造と活用に、立法・行政・司法の機能を結集する」ことを理念および基本方針とし、憲法改正に際しては、前文にこれを明定して、米国憲法の知的財産条項（単に、知的財産立法のプログラム規定）に優る条項とする。

知的財産制度の全体を、どのような構想で世界最強かつ最良のものとして構築するのか、要旨と段取りを示す。

内外情勢の分析と展望を、現時点のそれに更新し、「選択と集中」、「イノベーション」、「国際競争力」などのキ・ワードに具体的例示を附する。

松下とジャストシステムの裁判で問題になったのは、ありふれた表示でした。松下は、その表示で被害を被ったからではなく「知財立社」の考え方のもとで訴訟を起こしたとコメントしている。こういった事例が、知的財産立国の目指すものであると言うなら、即刻、知的財産推進計画 2004 は中止すべきです。そうした行動が

いかに社会の活力を奪い、閉塞させるかを考える必要があると思う。

松下電器産業とジャストシステムの訴訟の判決が出たが、その元となった松下電器産業の特許が、その成立当時でも新規性が薄いのに、いつまでも効力を持つ不思議。標準化された機能はその要求に従ってデザインしただけのジャストシステムが訴えられる理不尽さ。ジャストシステムの標準化に関する主張が理解できないのに、判決を下した裁判長。これらを考えた時のソフト特許の危うさ。日本の知的財産推進計画において、保護強化より先にまず解決しなければならない問題だと考える。各官庁や団体、各界各層の要望の寄せ集めで成り立っているという性格が強く、あまり戦略という戦略が見えない。ポリシーでは、「知財立国」と「技術立国」は別のものであると考えている。なぜならわが国は、従来よりすでに「技術立国」であり、その「技術立国」の限界を感じたからこそその「知財立国」であって、これらポリシーに基づく明確な意志を、推進計画において示す必要がある。

全体をみるときに、何を推進しているのか、何の為に推進をするのかを、しばし忘れてしまいかねない。進計画本来の大きな目標を、3つの柱等として、議論賜り、公表すべきである。

知的財産戦略大綱や知的財産基本法第10条の基本原則に則り、一方的な権利強化に偏らず、権利の適切な保護と公正な利用とのバランスを考慮しつつ、各種施策の実施や2005年の推進計画改訂に向けた検討が行われることを強く希望する。

関係者の全てが議論の過程に積極的に参画すべきと考えられるところ、知的財産を利用する立場にある者、保護や利用のための環境を提供する産業界の関係者の議論への参画を可能ならしめるよう、知的財産戦略本部の指導力に期待したい。

「ものづくり」とは、高付加価値を伴った物を新たに創り出すことのはずであり、それによって、我が国の製品が低賃金製品によって淘汰されるような事態を、その規模の如何によらず回避しなくてはならない。そのためには、「創作マインド」と「知的財産尊重マインド」とを広く深く浸透させることの重要性をあらためて提唱することが望まれる。

ここに寄せられた意見がどのような取り扱いを受けるのか興味がある。少なくとも「賛成(or 反対)意見が多数を占めた」「方針の決定に、パブリックコメントはどのように反映された(なかった)か」程度の公表は必要である。

成案の決定前に原案を公表するとともに、原案に関しても最低1ヶ月程度の期間を用意した上、意見募集を行うよう要望する。なお、その際、特に権利強化に係る追加修正項目に関しては、当該追加修正を要望した有識者本部員、関係府省、及び団体等の氏名及び名称を明らかにすべきと考える。

「知的財産推進計画」の見直しについてですが・・・見直してばかりで、何がどう進んだのかわからない。数年前から同じことを繰り返してるだけに見えます。誰にでもわかりやすい具体例が知りたい。

憲法改正の議論が国会で急ピッチで進められている折、知的財産推進計画の中にも、このような憲法改正の動向を視座において、知的財産推進計画が、より根源的に21世紀の国のかたち、グランドデザインを表すものとして明確に位置付けられることを希望する。それにより、知的財産推進計画が一時の政策ではなく長期的視点に立った国の根本戦略の一環であることを明らかにすることができる。

国際化におけるヨーロッパ勢の国是の出発点が個人主義にあることは注意が必要

で、知的財産紛争や、今後、国のイメージ形成を考慮してゆく時に、「模倣国家」のそしりを免れるためにも、一刻も早く、この本質問題も視野に入れてゆくことが必要。

知的財産の保護の観点から国民の利便性を考えた場合、地域的偏在が少なく、知的財産に関する業務に携わっている「行政書士」を活用すべきである。具体的には、各々の項目に関係する法律専門家について「行政書士」も対象に加えるべきである。昨今の職務発明問題や学生の理系離れなどを考慮すると、「知的財産立国を通じて、国家の継続的反映と共に、国民の充実感と信頼感を与えることのできる社会の実現」という観点を含めるべきです。また、「創作マインド」や「創作と改善発展」を我が国の象徴的用語にすべきです。知的財産立国を目指すためには、我が国国民が、年齢、地域、組織、財産の区別なく、知的財産の創作者は適切にこれを保護活用できる「知的財産平等主義」を実現するべきです。

知的財産の創造・活用・保護の全分野の能率の向上と地域格差解消のため、サイバ-ス-ペ-スの利用を促進することとし、利用制度とセキュリティを完備すべき。知財立国というスローガンや知的財産推進計画が、行政による補助金の創設・維持を正当化する手段に使われる傾向がある。補助金については、事前・中間・事後の評価を厳格に行い、小規模な補助金制度が多数濫立する事態を避けるべきである。

推進計画総論に関するもの

「総論」においては、「選択と集中」、「国際競争力」、「知識経済」、「技術革新・イノベーション」等の幾つかのキーワードがみられる。これらのキーワードの夫々に関し、「知的財産推進計画2004」までの知的財産立国に向けての取組みの結果を踏まえた、具体的な分析と展望とを付すことが望まれる。

「2. 『知的財産立国』実現に向けた取組方針」の中で、「『知的財産立国』を実現していく上で、我が国にはもはや一刻の猶予も残されていない。」とあるが、むしろ今は、特定の権利者の利益に偏ることなく、広く社会全体の長期的な発展を視野に入れた討議が必要と思う。

「総論」における「2. 「知的財産立国」実現に向けた取組方針」における《3つの視点》には、(1)「従来の枠にとらわれない、知的財産に関する特例をつくる」、(2)「国際競争力のある、世界に通用する制度を作る」、(3)「時機を逸することなく、迅速に改革を行う」、が挙げられている。既に、知的財産高等裁判所の実現等、これらの視点に沿った取組みの幾つかが果たされているが、こうした取組みを更に発展させるべく、国際社会とのバランスのとれた我が国の近未来社会を展望して、現実的な段取りを示す具体的知財国家戦略を策定することが望まれる。

プロイノベーションの観点から、関係者が積極的且つ着実に各施策を推進することが最も重要であり、いわゆるプロパテントの観点からの「知財バブル」にしないことが大切である。特に、産学連携等に関しては、現場ではプロパテント志向が強いため研究開発活動を阻害し兼ねない状況にもあり、プロイノベーション施策の重要性を浸透させる必要がある。

推進計画05における重点事項を鮮明にするため、章の編成を、次の5章とされたい。

(特許審査の迅速化、 地域・中小企業の知的財産活用に対する支援、 日

本ブランドの確立、 模倣品対策、 知的創造サイクルのための環境整備)

第1章 創造分野に関するもの

知的創造サイクルの「サイクル」は、より成長をイメージさせる用語に変更すべきである。循環は平面内での一周期で完結するものではなく、その周期が上昇するのであるから、「サイクル」から、別の用語へと目標・視点をシフトさせてはどうか。

知的財産の創造基盤の整備

日本人の発明能力を高める教育をするため、中学校以上に「発明的問題解決」という学科をつくり、優秀な発明者を教師として配置するとともに、大学の工学部の入学試験の必須科目に「発明的問題解決」を入れる。

質の高い基本特許に対しては、それに係る特許発明の技術的範囲についてパイオニア発明として妥当な取り扱いがなされる等、格別の評価が与えられるための具体的施策を図るべきである。

基本的発明と実用製品との間には、基本的発明を消化するための複数段階の応用技術・生産化技術が介在する。それゆえ、応用技術・生産化技術を、基本的発明の実用化のために欠かせない重要な技術として位置付け、その開発・向上さらには保護を積極的に促すための取組みをすべきである。

大学等における知的財産の創造の推進

推進計画では、学術研究に伴う知的財産が対象とされているが、今後は、教育機関での知的財産活用の取組みを推進する必要がある。

教育コンテンツの著作権等権利の帰属を明確化し、デ・タベ・ス化することで、大学としての知的財産が一元管理され、他大学、企業等への利用情報の提供が可能となる。また、各大学作成の教育コンテンツを大学関係団体のポータルサイトに掲載することにより、マネジメントの拡大が期待できる。

権利帰属について、大学、教職員、学生等関係者の理解を統一するため、大学は学内に関係組織を設置し、著作権法に沿って権利帰属の判断指標を学内規程として整備できるように、国または関係機関において標準的な指標作りが望まれる。

国としてプロパテント政策を推進するのであれば、TLOに対する補助金・アドバイザー派遣の支援制度（経済産業省）を現行の5年間から10年間に延長するよう要望する。また、文部科学省・産学官コーディネーター等の目利き人材の派遣制度を一層充実・拡大することが、大学等における知的財産の創造を強力に推進することになる。

産業界から、大学の知的財産マネジメントに対する批判がしばしば聞かれるが、ミッションの異なる大学と企業との間で共同作業を行う場合の、相互理解の不足が原因であることが多い。産学間で相互のミッションの理解を進めるための議論を更に重ね、大学の知財マネジメントのあり方についての幅広いコンセンサスの醸成に努めるべきである。

利益相反マネジメントは、多くの大学で体制整備ができていない。まずは先行する大学での試みを成功させ、ベストプラクティスを他の大学にも展開していくといっ

た取り組みを促す必要がある。

大学や公的研究機関、公設試は、中小企業を含む民間の知財創出のための活用に向けて、必要な設備利用のマネジメントを効率化すべきである。公的研究機関や大学の施設の一部を、民間のマネジメントに任せて運営効率を上げる（日本版 GOCO : government owned contractor operated）などの工夫が望まれる。

約5年先の研究開発を行うのが最も経済的と聞いたが、経済的なメリットが薄いのを承知で50年先の研究開発をするのは大学の重要な社会的役割と考える。実施料還元によって基礎研究の研究者が冷遇され、研究者が5年先の研究開発のみに集中することになれば、むしろ科学技術力の低下を招くと危惧する。

大学においては知的財産活用を促す一方で、基礎研究は特許実施料にこだわらず機関たる大学がその権限と責任において評価して研究者にインセンティブを与え、それで大学全体として収支がつりあう状態が、持続的発展が可能なモデルとして理想的であり、政策としてもそのような方向をめざすべき。

大学の成果物と企業活動とを関連させるには、その補助・支援を行う者は、大学に関する知識と価値評価に関する知識との両方の習得を目指すことが好ましい。大学支援に精通した者と、知財価値評価に精通した者との対話を推進し、その合意内容を尊重すべきである。

産学連携は、成長期にある。我が国の国際競争力を確保するために、どのような成長を促すかの観点から産学連携に関する施策を検討すべきである。

大学の研究成果について、その評価を短期間で行うべきではない。

大学関係者が、発明の市場性について興味を持つ仕組みを導入すべきである。

特許権の価値は特許を通じて商品化をする部分にあるにもかかわらず、現状、そのような商品化に関する専門家の意見聴取が不十分である。

大学は、不実施補償で金銭を得るのではなく、基本特許のライセンス収入を目指すべきである。大学の社会的使命と我が国国際競争力の向上の観点から、ロイヤリティの多寡ではなく、市場規模の見通しとその実績で大学発の発明の貢献を判断すべき。

事業化や、調査手法について大学関係者に講義すべきである。出願の前に、まず教官の事業を見る目の育成に注力することも検討すべきである。また、知的財産権制度や、明細書について講義するよりは、特許調査の手法を教える方がよい。

大学の知財戦略は、個性を発揮させる仕組みの導入が望まれる。契約にこそ個性が現れるのであって、一律のひな形を使用させるなら、ひな形を提供しない方がよい。大学がパテントポリシーをホームページにて公表することにより、そのポリシーに共感してくれる企業と連携することが大事である。推進計画では、個性的なパテントポリシーの作成を促すべきである。

研究の公正さが確保されない限り、有効な知的財産権の創造・活用はありえない。このため、「第1章創造分野 2. 大学等における知的財産の創造を推進する」の(5)1)ii)「自らの知的財産ポリシーを明確化し」の前に、「利益相反マネジメントを含む」を挿入し、同じくii)「特許等としての保護」の前に、「利益相反が研究の計画・実施・解析・公表における公正さに及ぼす影響を適切に管理し」を挿入するよう求める。

大学や技術移転機関(TLO)ないしは中小・ベンチャー企業が知的財産の専門人

材を積極的活用して、知的財産を経営戦略として活用できるような仕組みを造る。TLOに対するアドバイザー派遣制度の充実をはじめ、全てのTLOが早急に高度な専門機関としての機能を完備するよう努められたい。

現在、大学、公的研究機関等に与えられている特許出願費用の減免優遇措置を、「製造販売を行わない公益を目的とした研究機関すべて」に拡大してほしい。

今後、新設されるTLOや知的財産本部等に対して、知的財産推進計画に謳われているとおり、引き続き大学等技術移転促進費補助金の拡充と、併せて平成16年度からスタートした技術移転の人材育成を目的とする「特定分野重点技術移転事業(スーパーTLO事業)」に関する財政支援を望みたい。また、大学等技術移転促進法の指針(「特定大学技術移転事業の実施に関する指針」)で定めているライセンス収益(実施料等の収益)の大学への還元については、税法上の非課税扱いとする措置を講ずる必要がある。

私立大学に国立大学法人と同一の減免措置が採用されない場合には、権利の取得や維持管理に必要な費用について、積極的に支援する施策の導入が必要である。また、技術領域によっては、国際出願に伴う出願費用や特許料等維持管理のための費用を支出する必要性が認められる場合があり、この場合の支援策の導入も同時に期待する。

大学は利益目的で研究を行っていないので、TLOや知財本部を持っている大学か、あるいは知財ストックの大きい医療系・理工系大学でない限り、研究成果の特許化へのインセンティブが働かない。そこで大学からの特許出願・申請料および維持費用を免除していただきたい。

大学の研究者の業績評価の対象として、学術論文に加えて特許出願が考慮の対象になりつつあるが、更に知財紛争に関して行われる鑑定や専門委員等の活動に関して、大学等の業績評価の対象とするべきである。

大学知的財産本部整備事業をはじめ、知的財産に関する組織・体制の整備が進展するなか、今後、知的財産に関する組織・体制を整備する私立大学の増加が予測される。各大学による自主的な取り組みを促す観点から、政府として知的財産に関する組織・体制を整備するための一定の指針・ガイドラインを設定されたい。

大学・企業を問わず質の高い知的財産の創造の推進

企業における知的財産の創造・活用を促すため、従業員の職務発明により生じた特許を受ける権利などを従来どおり企業に認め、産業利用の利便性を確保するとともに、「相当の対価」規定を廃止し、発明報酬については、企業が従業員と予め契約・勤務規則等により自由に設定できるよう特許法第35条を再改正されたい。特許審査に際しては、審査基準の厳正な運用を徹底するとともに、拒絶理由書には発明の進歩性否定の理由を明確かつ詳細に記載するよう努められたい。

不要な著作権紛争を未然に回避して、発明等のスムーズな商業化産業化を実現するためにも、発明等が生まれる過程で生じる著作物についても記録されるであろう研究ノートの導入は必要と考える。

ユビキタス創造社会におけるデジタル発明には、電子的研究ノートが不可欠であると考えられる。電子的研究ノートで最も懸念されるのは、その証拠としての能力だが、既存の技術でも充分実用に耐える電子的研究ノートを実現可能であると考えられる。問

題は技術にあるのではなく、電子的研究ノートの権威付けにある。

大学の要望と企業の支援を仲介するため、政府関係機関の協力を得て、社会と大学がそれぞれ保有している知的財産を相互に活用できるよう仲介、調整を行う実施機関を設けて、日本国としての「共生の支援システム」を構築することが望まれる。発明者が報われるための法整備として、発明者に、退職後に1回だけ行使できる実施許諾権を与える。この実施許諾権は、譲渡不能なものとする。

請求項記述言語により、請求項の記述構造を大幅に改善し、特許に関するITインフラを実現し、知的創造サイクルを大きく早く回すようにする。

「知財・技術評価できる人」及び「知的付加価値を創造できる人材」の養成は大学だけで出来るものでなく、産学官環境整備が必要です。

改正特許法は、既に時代遅れになっている。(1)相当対価規定の全面廃止と(2)短期消滅時効の導入(及び既存の権利への適用)が、絶対に必要である。知的財産戦略計画には、「法改正後の裁判の動向を見た上で、抜本的な再改正の必要性につき2006年度の早い時期までに結論を得る」と書くことが必要である。さらに検討体制についても知的財産戦略本部自らが行うなど、抜本的な見直しが必要である。

国費を原資とする研究成果であって、下流の研究開発を阻害する可能性のある試験研究方法に関する特許権などについては、企業へのライセンス契約の際に、他社への権利行使などに関するガイドラインを設ける必要がある。

イノベーションを活発化する知財制度の構築が必要である。その際、短期的な視野で知的財産の保護を批判するのではなく、長期的な視野に立ち、発明者、クリエイターの活動を活発化させて、産業を発展し、文化を振興すべきである。

職務発明規定について、特許法では一定の条件下で法人発明を認め、一方発明者の利益に関してはあくまで労働法上の問題として処理されるべきであると考えられる。

改正特許法第35条の運用状況を注視しつつ、同法35条の廃止も含めた継続的な検討を要望する。

日本版バイ・ドール制度の適用拡大について、政府の情報システム調達契約においても、民間標準の契約慣行を取り入れ、当該契約において発生した知的財産権を受託者又は請負者に帰属すべきである。

特許明細書と、学術論文とで、相互に引用がなされるように、基本的な検索ツールの無料化、利便性の向上及び必要な教育とを行うべきである。関連分野の学術論文を簡単に検索でき、学術論文の著者が特許明細書を簡単に検索できる仕組みを導入すべきである。

他人のオリジナリティを尊重する知財教育を始める

自ら知的財産を生み出すことを高く評価する教育システムを作る

起業家育成プログラムを作る

発明家体験プログラムを作る

教員に知財教育をする

知財教育に必要な教材を早急に作る

知的財産をインターネットで自習できるようにする

数学・理科教育を充実する

研究開発に対する税制を抜本的に改正する

1社1基本特許運動をする

優れた研究成果、オリジナリティを知的財産権で保護しようとしても、出願費用、維持年金等の費用負担が十分できずに周辺特許を含めた強い特許にすることをあきらめる場合がある。また海外出願も出願費用が大きな負担となっている。

知的財産推進計画が我が国の産業競争力を高める目的であれば、我が国のオリジナリティを知的財産権で保護するため、自らが製造販売せず公益を目的とする研究機関の出願に関しては、例えば「実施許諾を前提にした特許出願」と明示することにより減免優遇措置を講ずる等の制度を考慮して頂きたい。出願は先行技術の調査を行い、厳選すべきだが、費用負担が大きいために出願を控える場合があれば問題である。

国・特殊法人などからの委託研究の成果たる知的財産を受託者に帰属させる日本版バイ・ドール制度について、引き続き活用の徹底を図られたい。

我々は、改正特許法 35 条の下で使用者等と従業者等との間の自主的な取決めを尊重することが裁判所に求められることにより、現在の状況が改善されることを期待します。使用者と従業者の関係の十分な改善が見られないならば、政府は特許法 35 条または手続事例集の更なる改正の検討および実施を早期に行うことを求めます。国際産業競争力強化の観点から、職務発明の在り方（廃止論、法人帰属論を含めて）について議論を継続すべきである。

政府調達については、原則として受託者の開発・研究した技術が受託者に帰属することを法律上明記し、国が譲り受ける場合を例外として定めるべきである。

魅力あるデザインの創造は、外国人の感性に触発される部分も大きいので、デザイナーなど知的財産に関連する業務に就く外国人については、その才能を証明できるのであれば、実務経験が短期間であっても就労可能となるような措置を検討していただきたい。

従来「科学技術の振興」から「イノベーションの創出」へと一歩踏み出すことがますます重要となり、効率的な産学連携が不可欠である。また、産学官にまたがる人材の流動化も鍵となろう。そこで、

- 1) 産業化の可能性を早期に判断して権利を確実なものとするため、大学等の知的財産権への円滑なアクセスおよび迅速なる知的財産戦略の展開
- 2) 人材流動化に伴う技術情報の適切な管理（知財管理、情報管理）と人事制度の検討
- 3) 基本発明を幅広く権利化するための戦略的特許出願を担う国際的視野を持った人材の育成
- 4) 共同研究開始から技術移転までの一連の業務における知的財産の取扱いと TL0 の役割の明確化

などが今後とも重要な課題であり、積極的な取り組みを期待する。

国民一般の知的財産に対する認識は未だ十分とは言えず、加えて、次代の日本を担う青少年を対象とした創造性育成に関する取り組みは、小学校の早い段階から自由な発想と創意工夫の大切さを涵養する指導・教育を行うことが重要であるにもかかわらず、極めて不十分な状態にあります。よって、「知的財産推進計画 2004」の見直しにあたりましては、青少年を対象とした創造性育成に関しまして、こうした「少年少女発明クラブ」のようなモノづくりに重点を置いた活動・教育・組織の拡充等を図る施策の重要性について盛り込んでいただくようお願いする次第であります。

必ずしも技術的に高度ではないが実利・実益のある知的財産の創作を広く促すことも、それによる相当の経済効果を期待できる。このような実利・実益のある知的財産の創作を、特許等による保護のみに頼るのではなく、例えば、営業秘密として確実に蓄積して、産業経済活動の活性化に資することができる環境作りに取り組むことも必要である。

大学研究者などは、特許の取得より学会・論文等での発表を優先する場合が多いため、我が国では公表後6ヶ月のグレースピリオド（発明公表後の出願猶予期間）が設けられている。しかし、創薬などの分野では、臨床データの蓄積などに時間を要するため、6ヶ月の猶予期間内に出願するのが困難なケースもあることから、現在のグレースピリオドを米国並みの12ヶ月に延長されたい。

ソフトウェア関連分野の特許発明をより健全に発達させるためにも、検索の精度を上げる、検索方法の充実、文献の拡充等、より使い勝手をよくするべきである。

第2章 保護分野

知的財産の保護の強化

特許審査を迅速化する

第1章「特許審査の迅速化」に、迅速化の意義が、「トップランナ - 企業の優位性の確保」、「重複研究の回避」、「技術開発競争の活発化による国際競争力の強化」にあることを明記するとともに、審査の迅速化の体制を実効あらしめるため、知的財産の創造と流通の全分野にわたるサイバ - スペ - スの活用を促進することを明記する。

特許権には、多数の特許が付与されており、また、順序もばらばらであって、どの特許権がどの特許を前提とした利用発明であるのかわかりづらい。権利のスムーズな有効活用のためにも、参考情報として、特許を実施するにあたって、侵害するであろう他の特許（登録されている他者の特許権）を、記載していただきたい。

特許庁関西分庁の設置を要求する。関西以西の出願人には時間的、費用的に不利である。また、関西分庁の設置により製造業を中心とする企業の関東一極集中を緩和し、関西経済の復活に寄与する。

特許庁を関西にも設置し、関東と関西とで審査速度と審査の質を競わせることを提案する。

任期付審査官の二次試験では弁理士資格者を優先的に合格させている。本来の審査業務は、技術的な専門性を優先すべきであるにも関わらず、弁理士資格者を優先することは、審査官業務の本質と矛盾する。採用試験の合格基準の適正化を要望する。必要な任期付審査官が確保されつつあるが、関東地方以外からの人材にとっては不利である。なぜなら、審査官に任命されても特許庁近辺へ転居することになるが、官舎が十分に確保されていないからである。

特許庁の検索ツールの全面解放をする

特許取得を支援する審査に移行する

特許庁の未処理滞貨を早く一掃する

出願書類を「動かない文字と図面」から「マルチメディア併用」にする

検索のための公知文献を収集する

特許庁の検索システムを向上させる

特許庁保有のすべてのデータについて、民間が容易に利用可能な形態でインターネットにて、無償で提供すべきである。特に、平成4年以前の公開テキストデータ、包袋および引例等については、著作権、庁内使用の制限等の問題を解消すべきである。

「第2章保護分野 知的財産の保護の強化 1.特許審査を迅速化する (4) 従来技術調査のための環境を整備する)」に、次の部分を追加する。ただし、IPDLの利便性向上は、「産業財産権情報利用推進委員会」報告書(平成15年3月)に明記された通り、「提供する情報の内容や検索機能について、特許庁は公報掲載データなどの基本的な一次情報を提供し、民間事業者はこれに付加価値をつけた情報を提供することが、役割分担の基本となる」とする民間の特許情報データベースサービスとの基本的な役割分担を踏まえて行うこととする。

現在、登録商標などの出願は90%以上がネットからの電子出願ですが、その出願ソフトはWindowsのみに対応で、Mac環境では使用できません。使用ネットワーク環境に左右されない電子出願ソフトの開発を要望する。

特許審査の迅速化は賛成であるが、絶対に拙速であってはならない。「審査結果に不満の場合は裁判で」というのは制度として必要であるが、公平な審査と先行技術調査の充実が先決。

知的財産の保護制度を強化する

発明の定義から自然法則の要件を法文から除くこと、集団による発明を認めることなど、知的財産制度の基本構造について、国際的調和の見地から、検討に着手する。

知財計画は、特許の保護や活用、また新たな特許成立に関するものばかりであり、特許権の制限や無効化については全く考えられていない。最終的な目的が「発明の奨励」や「産業の発達への寄与」であるならば、特許権の行使がこれらの目的にそぐわない場合の事も考えなければならない。

現在、特許法29条にかかる事項が見逃されたまま成立した特許に関する訴訟などによって不利益を被る者が発生することを見逃している。既存特許についてこのような情報を広く一般から集め、審査し、無効化を行う機関(または部署)が必要であり、このような特許は速やかに無効化されなければならない。

産業財産権の保護が拡大されるにつれ、本来であれば特許に値しないような発明が数多く特許として認定され、社会問題となっている。特許認定件数の上限を法律または政令で具体的に定めるべきである。特許が認められない場合でも、発明の内容は公開されるので、産業の発展に寄与するという特許法の目的は、発明者に出願させた時点で達成している。

特許法第29条第2項に「容易に考え出すことができないか」とあるが、実際には、容易に考え出された内容のものが特許として認められ、無用な訴訟が発生し、中小企業やベンチャー企業は不要なリスクを負っている。このため、下記の改革を望む。

1. 特許法第29条第2項をクリアしているか、特許庁の審査を厳しくする。
2. 発明に至るまでの”研究・開発時間”を特許申請内容に加える。
3. 特許審判機構という新たな機関を設けて、係争関係にある会社の資本金、特許が

ら得られる利益 を勘案して、それぞれの審判費用を決め、中小企業およびベンチャー、個人への負担を軽くする。

4. 係争に発展した時点で、特許法第1条をクリアしているかの判断を先に行い、特許の有効性を確認した上で、係争に入る。

権利期間の長い特許が多く存在すれば、後の世代による発明を妨げ、世代間格差の問題が生じる。特許権の有効期間を短縮し、次世代に依存発明を数多く申請させることによって、出願件数も長期的に増大する。よって、多くの発明を出願させつつ、認定件数を減らすという運用が、特許制度の最適戦略である、と考える。

生産者、流通関係者、市場関係者に加えて、輸出入業者等にも品種保護制度の趣旨を徹底する必要がある。

品種登録出願及び品種登録に関する情報について、より迅速にかつ的確に公表すべきである。種苗流通の国際化が急速に進んでいるので、海外各国の品種保護制度に関する情報を積極的に収集し、広くわが国の関係者へその情報を公開する必要がある。

民間による育成者権の保護活用に関わる活動について、国としても積極的な支援を行うべきである。また、育成者権の保護促進に係わる関係機関、関係団体へ、より積極的な支援を行うべきである。

現在のわが国の医療関連の技術レベルが低いままで特許を認めることは、「嵐に向かって窓を開ける」ような状況を生みかねず、国民の利益にはならないのではないかと。留学生の派遣等により技術レベルの向上を図り、その上で技術先進国とも対等に競えると判断した時点で特許制度を考えるのが国民の利益にかなうものと考えらる。

先端医療技術の研究開発促進と関連産業振興の観点から、「医療機器の作動方法」及び「医薬の製造・販売のために医薬の新しい効能・効果を発現させる方法」を特許の対象とすべきである。加えて、これまで特許付与の対象として認められなかった医療関連行為についても、倫理上の問題や、医師などによる医療行為への特許権行使制限などに配慮しつつ、米国同様、特許付与の対象とされたい。

医療関連行為の特許保護について、「医師の行為への影響回避の為、医療行為そのものを特許対象とすることは時期尚早」として専門調査会の検討対象からはずされ、医薬の使用法について、物の特許による保護の拡大の可能性を追求し、審査基準等を明確化することで対応することとなったが、原点に立ち返り真っ正面からこの問題に取り組まれるよう要望する。

ライフサイエンス分野の特許保護の適正な推進には、研究行為の法的位置づけを明確化した上で保険給付の適切な配分も可能にする研究対象者保護法の設計が必要不可欠である。このため、「第2章保護分野 3. 知的財産の保護制度を強化する」の(1) i)「医行為等に悪影響を及ぼさないよう十分配慮しつつ、」の後に、「医学研究の対象者を保護する法制度の整備を前提として、」を挿入するよう求める。

日本のこれまでを支えてきた製造業と共に歩み、その転換に立ち会って苦悶している産業デザイン(インダストリアルデザイン等)にも配慮して欲しい。

データベースの保護について、既存法による保護の実効性や、契約や技術による対応の可能性について十分な検討がされているとはいえない。情報産業全体の将来を

見通した議論を前提として必要不可欠であるとのコンセンサスが形成された時点で立法すべきであって、拙速に一定の枠組みを設けることは弊害を生む可能性がある。データベース保護の強化は、その保護の必要性や保護のあり方について、データベースの提供者やその利用者を含め、産業界と十分な議論を重ねた上で法整備を検討すべきである。

現行の関連意匠制度は、意匠出願後にデザインを改良した製品が先の意匠出願に類似する場合は、意匠権が付与されない。ブランド確立対策、産業競争力対策強化としてのデザイン政策の観点から、改良デザインの保護のあり方について検討すべき。知財問題は多重構造で、中でも重層の渦巻きに飲み込まれてしまう個人単位の知財問題のより根本的な解決策を盛り込んでいただくよう要望いたします。また、「意匠権保護」と同時に「創作時点での著作権保護」を両立させ「企業の所有する成果物」と「個人の創作」という知財が一体となった真のデザイン保護を実現するため、推進計画に「デザインの著作権保護」施策が盛り込まれることを強く要望いたします。

デザインの著作権保護」が実現しない一因に省庁間の各々が作った垣根の存在があり、現在のデザイン保護はその間隙に陥っているといつて過言ではない。「意匠法」と「著作権法」のみならず、全ての知財関連法規を一元管理、あるいは一元管理まで行かないまでも一つのテーブルで議論できる統括機関を設置することが急務である。

日本経済再生に資するデザイン知財の有用性を再認識し、経営戦略に活用していくための検討委員会の開催が求められる。下請代金支払い遅延防止法改正に伴い、デザイン知財保護についての項目が添付されているが、現在でも企業による不正なデザイン使用が行われており、知財としての認識をいっそう諮るためにも、上記検討委員会の開催や広く一般への広報等の対策が急務と考える。

意匠法については産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会で2005年度までには改正の方向が示されるようであるが、引き続き十分に検討することをお願いしたい。特に現行法の関連意匠制度は同日出願に限定されており、意匠開発の過程で時間をかけた改良デザインの開発には対応できない状況である。法改正も含めて改良デザインにも対応できる関連意匠制度を構築していただきたい。

商標を使用する意思のない者が、特定の飲食店名について商標権を取得し、当該飲食店に商標権の買い取りを強要する、いわゆるプロカー行為が散見される。

商標法第32条において、先使用による商標を使用する権利が認められているものの、「需要者の間に広く認識されている」ことが必要であり、結局、地域の飲食店の経営者は、高額な金額で商標権を買い取ったり、店名を変更したり苦慮している。このため、地域で営業する飲食店等の保護のため、商標の使用義務の強化や先使用权の保護強化についての検討が必要である。

ソフト特許が必要なことは理解できるが、その結果はおおむねソフト開発費の上昇をまねき、ライセンス料が払える規模の会社でしかソフト開発ができなくなる弊害がある。また、ソフトウェアは著作権でも保護されているので、特許で保護する必要があるのは、アルゴリズム的なもので、しかもよほど画期的なものに限るべきだと考える。特に、ユーザーインターフェースに係わるソフト特許は、新しいソフトウェアの開発を強く制限し、特許法の目的に反することになりかねない。

コンピュータのソフトウェアはすべて設計者が恣意的に決めた規則に基づいて働くものであり、自然法則を利用するとは言えない。この結果、規則の基本的な部分に関する特許が登録された場合、他のソフトウェアの作成者には事実上その特許を迂回する手段がない。後発の企業が革新的なソフトウェアを開発しても、基本的な部分でこれらの特許に抵触するため、クロスライセンス契約ができるような特許ポートフォリオを持たない中小企業が新たなソフトウェアを販売することは困難になる。コンピュータのソフトウェアに関する特許に関しては、それ以前から存在する特許と異なった扱いをするべきである。

ソフトウェア特許は、大学において研究のために作成するほとんどすべてのソフトウェアについて、多数の特許権者に対して許諾を求める必要があり、大学における研究の生産性は大きく損なわれる。このため、欧州ではソフトウェア特許を禁止する法案が成立する見込みとなっている。もし、日本のみが、米国が圧倒的に有利になるソフトウェア特許のルールを受け入れるならば、日本のソフトウェア産業の衰退を招く。

松下の JustSystem に対する特許侵害に関する事例の件ですが、ユーザーインターフェース（以後 UI）にかんする特許を特許庁が認めるのはいかがなものかと思う。UI は一般的であればあるほどどんなソフトウェアにも同様に使用されることで我々、使用者が混乱することなく同様な操作ができると思う。

肖像・パブリシティ権の侵害行為に対して刑事罰を導入するため、2005 年度中に、必要な法改正等の制度整備に着手することを明記されたい。また、「肖像等を不正に使用した商品を取り締まる」という項目の担当省庁に、新たに警察庁を加えられたい。

デュー・プロセスが国際水準に達していないわが国の法制度下においては、知的財産権侵害にかかわらず、すべての刑罰の強化に反対せざるを得ません。

金型図面等技術に関する設計図等は、「図形の著作物」として著作権登録・保護を明確にすべきである。

金型図面自体が知的財産であるとの周知・啓蒙を図るとともに、委託業者に対し弱い立場にある金型製造業者の保護の観点から、金型図面の取り扱いについて適正な契約がなされるよう監視・指導すべきである。

「3. 知的財産の保護制度を強化する（8）植物新品種の保護を強化する」については、人が生きていくのに絶対必要な食料資源等の与奪権を一部の企業に独占させる事に繋がる為、削除を要求する。

現行種苗法では、第21条第2項において「育成者権の効力の例外とされる農業者の自家増殖の範囲」が定められており、同条第3項において「第2項が適用されない栄養繁殖をする植物に属する品種」を省令指定することとなっているが、「きのこについては、既存登録品種を含め、原則、自家増殖を禁止する」こととする。また、種苗の登録品種の海外への持ち出しには、権利者の許可証が必要なことを義務づける。

「農家の自家増殖」に育成者権が及ぶようにすべきである。また、審査期間を欧米並みに2年程度に短縮する必要がある。権利侵害の迅速な立証に有効なDNA品種識別技術について、適用できる作物を早急に拡大するため、農林水産省等の関係機関、都道府県の試験研究機関、団体、民間企業等の技術開発を支援し、強

力に推進すべきである。登録品種の種苗の海外への不法持ち出しを防止するための対策を早急に検討すべきである。UPOV加盟各国とより密接な協力関係を構築し、適切な権利保護の促進及び権利侵害の防止に務めるべきである。また、種苗流通でわが国と関係が深いアジア地域において、品種保護制度を整備しUPOV加盟国が増加するよう、わが国としても積極的に支援する必要がある。

個々の植物品種育成者による権利侵害の調査や侵害の立証には限界があるので、関係機関による侵害情報収集や情報提供のための体制整備、侵害立証のための支援体制の強化が必要である。

「サブマリン特許」の問題を解決するため、産業財産権全般について、「権利者がその権利侵害の存在を知っていながら、2年以内に権利行使しなかった場合については、その権利を行使できないものとする」といった規定を創設することを提案する。

著作権法では、プログラム言語、規約、解法が著作物とはならない旨、明示的に確認規定が存在するが、特許法・実用新案法においても、同等の趣旨を有する規定を追加すべきである。

デジタル著作物の違法行為の証拠は侵害者側にあること、違法行為を行えばいくら償うかを明確にしておく必要があること、他国での検討状況も踏まえて、裁判所に一定範囲で裁量を認めて損害賠償制度の実効性を図るため、法定賠償制度について早期導入が行われるべきと考える。

著作権法における損害賠償制度の強化については、文化審議会より、著作権法に関する今後の検討課題が発表され、損害賠償については、法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能に関して総合的に検討する、とされていることに同意する。

デジタル著作物の侵害行為は、権利者が侵害された著作物の全数を立証することはほとんど不可能に近い。従って、公平等の観点から、目に見える一部の侵害の2倍の侵害があったことを推定し、これを侵害者が反証する侵害の数量の規定を導入すべきである。

現在、法定賠償制度は、文化審議会著作権分科会での検討課題とされているが、デジタル著作物の違法行為の証拠は侵害者側にあり反証を認めればとりたてて不都合のないこと、適法行為へのインセンティブという観点からは違法行為を行えばおおよそいくら償うことが必要か侵害者にとって明確にしておく必要があること、他国でも検討が進んでいることなどから、裁判所に一定範囲で裁量を認めて損害賠償制度の実効性を図るため、法定賠償制度について早期導入が行われるべきと考える。また、公平等の観点から、目に見える一部の侵害の2倍の侵害があったことを推定し、これを侵害者が反証する侵害の数量の規定を導入すべきである。

現段階では、「インターネットによる送信可能化権侵害については、損害の回数や侵害額の立証が困難であることにかんがみ」た措置は講じられておらず、文化審議会著作権分科会において、司法救済制度について2005年度も特別のワーキンググループも設置するなどして、精力的に検討を進めることとしていることから、引き続き計画に載せるべきであると考えます。

紛争処理機能を強化する

推進計画では、コンテンツに関わる紛争の特殊性には言及されていない。コンテンツ産業にとっては、裁判の迅速化・効率化、及び、紛争の態様や性質に適した裁判外の紛争解決手段の拡充が緊要であり、このことを推進計画において新たに明示されることを希望する。

「 . 知的財産の保護の強化」 - 「4 . 紛争処理機能を強化する」 - 「(4)裁判外紛争処理を充実する」に関連して、裁判外紛争処理（ADR）機関と連携する「技術的範囲等特定委員会（仮称）」を設け、それにより特定された技術的範囲さらには対象物件をADR機関による解決に供するべきである。

裁判外紛争処理について全国に展開し、地域的偏在も少ない行政書士を活用すべきである。

専門委員制度について、制度に対する裁判制度利用者の信頼性に関する評価や、裁判現場での利便性の評価などを行い、専門委員制度が技術的知見を知財司法の場に反映する有効なツールとなっているかどうか明らかにした上で、現状制度で十分でない面があればさらなる対応を検討する。

知的財産高等裁判所が円滑かつ適切に運用され、さらに同裁判所の判断が国際的な知的財産に関する情報発信の源となるよう支援する。

知的財産、特に特許に関する高度な技術的専門性を要する事件の適正かつ迅速な処理のため、裁判官の技術的専門性の強化が一層求められる。専門委員制度は、1年前に導入されたが、補助的役割に止るものでありこれをもって裁判官の技術的専門性の強化に代替し得るべき性格のものではない。従って、そのための次の施策に早急に取り組むべきである。

裁判公開の下で刑事責任を追及することにより、自社の営業秘密が法的保護要件を充たさなくなってしまう弊害は解消されていない。民事訴訟手続における同様に、公開停止や秘密保持命令制度を導入する方向で、積極的に議論を尽くすべき。

証拠の収集が特に困難な製法特許侵害に対処するのに有効な侵害行為を発見できる手続を長期にわたって要望してきました。その訴訟手続上、ひとつ有効な方法として「証拠保全」が考えられます。この手続が適用できる場合を明確にし、もし可能になれば、製法特許の侵害者が営業秘密保護を楯に証拠提出を逃れる事のない公平且つ公正な手続に拡張される事を求めます。

訴訟外における発信者情報開示に関するガイドラインの策定や、裁判外紛争処理の活用といった改善により、発信者情報開示制度を活用することによって、被害者である権利者による直接侵害者に対する権利行使をより行いやすくすべきと考える。また、証拠の保全の強化・多様化を実現し、その偏在化を是正することが急務であると思われ、「米国のいわゆる「ディスカバリー」等、諸外国の証拠収集手続も参考にした新たな証拠収集機能の強化」（2003年7月8日付「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」30頁）を行うべきであり、早急に実現化すべきである。

「 . 知的財産の保護の強化」 - 「4 . 紛争処理機能を強化する」 - 「(3)特許権等の侵害をめぐる紛争の合理的解決を実現する」に関連して、特許権侵害訴訟における特許発明の技術的範囲の特定に係る具体的判断基準を明確にして公表する施策を図るべきである。

東京地裁と大阪地裁に専属化されている特許権、実用新案権等に関する訴訟の第一

審の管轄について、地域における裁判へのアクセス権を確保する観点から、従前どおり地元の地方裁判所でも裁判が受けられるように競合的管轄に戻すことが必要である。また、現在、東京高裁に専属化され、4月から知的財産高等裁判所に専属化される控訴審については、司法判断の統一性を図る観点から措置されたものとその必要性は理解するが、上記と同様の観点から、米国の連邦巡回控訴裁判所（CAFC）のように地域の利便性の向上を図るため、巡回方式の採用について検討することが必要である。

国際的な知的財産の保護及び協力を推進する

中国特許が世界各国の出願人に公平かつ公正に付与されるよう、中国も取り込んだ形での特許制度のハーモナイゼーションを図る場を設けるよう要望する。

特許侵害等の国際的な紛争に対応するため、「専属的管轄合意に関する条約草案」の審議等により、知的財産権の有効性や侵害の有無に関する訴訟については登録国の専属管轄とする国際ルールの策定に向け努力すべきである。知的財産紛争に係る準拠法の問題に関しても国際間での検討及び調整を図るため取り組まれることを要望する。

特許法を分かりやすくする

世界特許システムの実現に対しては、先行技術調査結果の共有化（One Search）、特許庁での審査レベルの統一と相互承認（One Examination）等、多くの課題を伴うが、その構築に向けた出願明細書の One Format を第一ステップとして、One Search、One Examination、One Patent への段階的統一の実現を図るべきである。

特許を複数国にまたがって出願する際の、手続きの簡素化やコスト低減のため、特許に関する各国制度の調和が望まれている。既に、各国当局との間で人材交流や、世界的な枠組みでの議論など地道な取り組みがなされているところであるが、こうした動きをさらに進め、近い将来、各国間の先行技術調査の相互認証や、先願主義への統一に向け努力されたい。

生物多様性条約に基づく生物遺伝資源へのアクセスと利益配分については、特許法だけでなく、産業政策とも密接に関係しているので、関係省庁との連携が不可欠である。したがって、推進計画で取り上げるべき課題であると考える。

模倣品・海賊版対策

外国市場対策を強化する

中国等の大規模経済圏における模倣品製造に対する容認ム - ド、模倣品の巨額生産が低所得層の生業である現実等にも着目しつつ、いっそう実効ある具体的対策（国別差別ライセンス料率の供与等）を検討することを記載する。

医薬業界は、使用者に生命の危険を齎すという側面があるため、模倣品対策は、喫緊の課題となる。中国やインドにおいて、知的財産権の行使が有効にできるように、例えば二国間で交渉して頂くと共に、我が国の知的財産権法を改訂し、「実施」又は「使用」の定義を改めるか（例えば、「特許発明に関する一切の行為」とする）、または、「業」要件を、「侵害」の要件ではなく、「非侵害」の要件とする等、例えば、「個人輸入代行」により、我が国に模倣品が輸入される行為が侵害行為となるようにして頂きたい。

国外における海賊版対策については、関係官庁の精力的な取り組みによって民間企業や団体が自主的な対策を講じる際の支援体制は整備されつつあると認識しております。しかしながら、そのしくみを用いて海賊版の対策を具体的に講じていくことは主に来年度以降となることから、さらなる支援体制の整備と企業・団体等の具体的な対策を促すために、引き続き、模倣品・海賊版対策については計画に載せる必要があると考えます。

模倣され難い、解析され難い製品や、模倣され場合にも直ちに判明するような製品態様の開発、情報管理のあり方など、我が国全体が備えなければならない体制を築くための活動も、法律整備と併せて推進する必要があります。

J E T R O等の積極的な動きがあり、記載されている施策については、進捗が感じられます。しかしながら、未だ中国市場をはじめとする東アジアの市場においては、海賊版が多く、正規品の販売への強い影響を感じており、2005年度以降も引き続き、継続記載を御願いたします。

中華人民共和国について記述させて頂きたい。知的財産権に関わる分野で解決すべき問題点も山積しているものと思われる。アメリカ合衆国政府やEU諸国並びにこれらの国に所在する知的財産権に関わる団体も同様に対中国に関わる宿題を抱えているものである事は承知されている事だと思うが、これらと連携より強固なものとなされ、問題解決が少しでも加速される事を切に要望する。

水際での取締りを強化する

「税関長による侵害判断」という新しい施策は、大変実効性があり、かつ現実に資する考えと思ひ、強く支持致します。中小企業に取り、育成者権侵害取締りを「すばやく」「正確に」「低コスト」で行うことは、大きな問題です。特に生鮮品であり、且つ、花の外観で容易に判定可能な切花については、速やかに第三者が判定することこそ、輸入者と育成者権者両者の利益につながります。

知的財産権の侵害を理由に輸入差し止めのように、司法の判断もないまま手続き的な要件だけで差止るのは、妥当性に欠けるといふ非難を受けないとも限らない。米国では国際貿易委員会（ITC）という独立行政委員会が三権を横断するような活動をしている。公正な水際阻止の制度を国際的に認められるためには、日本版ITCの制度を制定するべきだ。

模倣品の個人輸入について、販売行為のみならず、個人の悪意の購入・所持についても規制が検討されているが、善意の第三者への転売がなされていない購入・所持段階でこれを違法とするのは、商標制度の本質から外れ、行き過ぎである。

「偽ブランド品であることを知りながら個人使用目的で所持すること」は、本物のブランド品を必要としない人が「偽ブランド品であることを知りながら」購入するものであるから誰にも被害をもたらさない。また、一人で複数を複数回持ち込まない限り国内で「模倣品が氾濫」することはあり得ない。よって、この項目の削除を求める。

個人輸入を楽しんでおりますが、輸入の際に偽ブランド品であるかは、個人レベルではなかなか判断しにくく、個人輸入が萎縮する恐れもある。模倣品、海賊版と問題のない物品との区別が明快かつ正確にPRされることで、前期のような弊害が発生しなくなるのではないかと。

模倣品の実態を見てみると、「並行輸入」と称して輸入される模倣品の存在があることは否定できないところであり、ブランド品の輸入に関し、本来の並行輸入を意味する、「第三国の代理店からの輸入」であることの立証を、輸入業者に義務付けて頂きたいと考えます。

現在の模倣品商標権侵害品の輸出入の関係者を見てみると、犯罪組織に関する者が非常に多いものと思われ、従って、このような組織犯罪関係者に対しては、民事的制裁だけでは不十分であり、刑事的制裁が不可欠必要と思われ、商標権侵害品を通関の上「輸入」すれば商標権侵害罪を構成するはずであるが、関税定率法上の疑義物品が廃棄没収されたとき、それが保税地域にある状態では商標法2条3項2号の「輸入」という行為に該当しないと解釈に立てば、罰則の対象となる商標の「使用」はないと解することも可能である。また、同法には輸入未遂罪の規定もないことから、当該貨物を輸入しようとした行為を商標権侵害罪で処罰刑事処罰の対象とすることはできないこととなります。具体的には、商標法78条（商標権侵害罪）に第2項として商標権侵害品輸入予備・未遂罪を設けるか、同法37条及び67条の商標権のみなし侵害行為に侵害品の輸入予備・未遂行為を含める等の検討を行って下さるようお願い致します。

現在、税関が侵害物品と認定を行う際に基本とされているのは権利者の鑑定であります。各税関に権利者が行くのは当然の事ではありますが、権利者側が負担する人件費と交通費は膨大なものとなります。従って、第1段階ではインターネットを利用し写真画像での鑑定を行うものとし、第2段階で税関に権利者が赴くという原則での処理をご検討頂き、通達等にて実施して頂きたくお願い致します。

裁判管轄の改善が実施されるまでの間は、地域の企業等が法的救済を受けようとする場合、より多くの費用と時間を要することから、裁判による紛争処理を図るよりも裁判外の紛争処理のニーズが高まるものと考えられる。このため、地域において簡便かつ効果的な裁判外紛争処理体制の構築について検討し、2005年度中に結論を出す必要がある。

国内での取締りを強化する

「(3)肖像等を不正に使用した商品を取り締まる」について、消費者のニーズ・利便性を無視する商品を著作権・肖像権者が製作・販売している以上、少なくとも個人的・ファン同士の間での製作・頒布・使用は制限すべきではありません。

実演家の肖像等の保護は、不正競争防止法による対応だけでは十分ではない以上、『知的財産推進計画2004』の見直しに当たって、関係府省庁及び関係者間において、独自立法も視野に含めた実演家の肖像等の保護の在り方に係る議論を、継続する必要がある旨明記すべきである。

半導体製品の模倣は、現在は電子回路全体が何ら修正・改変されずに模倣される一方で、回路配置が異なる形態が横行している。現行の回路配置法は、その保護対象の解釈に課題があり、電子回路全体を模倣行為から保護できない。については、半導体製品の模倣実態の把握、国際協定を含む現行法の解釈および模倣品防止策の検討を引き続き推進することを願いたい。

サンプル提供制度の導入を予見し、権利者側と輸入者側との公平を期すべく、権利者側が提供されたサンプルを分解・分析して得た詳細な技術的事項について、権利

者側と輸入者側との双方が、形式に拘ることなく迅速に、技術的及び法律的地から主張・反論を行うことができる場を整備することが望まれる。

インターネットの安全な環境は、インターネットを利用した著作物の活用を拡大していくための基礎であるから、迷惑メールの防止に対する有効策を始めとしたインターネットの安全に関する対策についても、取り組んでいくべきである。

インターネットオークションへの入会規約の中に、「明らかに知的財産権を侵害する商品の販売が確認をされた時には、権利者に対し情報の開示を行うものとする」の一文を記載することを義務づけて欲しい。

オークションサイトやファイル交換ソフト等を用いた著作権侵害の問題については、関係団体、企業等の自主的な努力及びそれを促進する各担当省庁の働きかけや取り締まりの強化によって、改善されている面もありますが、依然、「公然」かつ「大量」に権利侵害行為が行われており、侵害行為が抑止され・減少する傾向が見られる段階までは至っていないと思われます。そのため、引き続き計画に載せ、関係機関等の対応策等の検討を促す必要があると考えます。

インターネットオークションサイトに反復継続して出品する者を、明確な定義を設けた上で販売業者又は役務提供者とし、その上で、インターネットオークションサイトに出品して販売する場合もいう『通信販売』に該当することを同法上で明確にしたうえで、同法11条1項5号、経済産業省令8条1項1号により、販売業者又は役務提供者事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号その他を表示しなければならないとするべきである。

さらに、プロバイダ責任制限法を改正し、プロバイダに、特定商取引法記載の出品者情報等の開示義務を負担させた上で、プロバイダがあらかじめ保有している情報とインターネットオークションサイトに掲載された出品者情報等が異なる場合は、特定商取引法違反の発信者が発信した情報を削除し、さらに権利者や詐欺被害者からの請求に応じて、発信者情報を開示するべき義務をプロバイダに負わせるべきである。

かかる改正により、権利侵害自体の判断義務をプロバイダに負担させることなく、情報開示義務違反の有無という、プロバイダにとって判断が容易な基準により、インターネットオークションを利用する詐欺や商標法等違反の防止効果を得ることができる。この際、販売業者又は役務提供者の定義を明確にして、みだりに個人が匿名で不要品を交換、販売する自由を侵害しないように注意するべきである。特定商取引法及びプロバイダ責任制限法の双方を改正することにより、消費者に対し、出品者、出品物に関する適正な情報を開示することを可能にし、かつ当該情報を開示しない販売業者等に対しては、インターネットオークション出品情報を削除したり、発信者情報の開示請求をできることとするべきである。

消費者保護並びに権利者の権利保護を目的とした、権利者並びに消費者からの削除依頼を集約して精査した上でインターネットオークション主催者に伝達する、更には、自らパトロールを行い権利者に確認・了承を受けた情報をインターネットオークション主催者に通知する、インターネットオークション主催者並びに権利者が資金を供出する、権利者もしくは権利者が選任した人員が運営する、政府もしくは関係省庁がオブザーバー等何らかの形で関わる、偽造品鑑定情報がインターネットオークション主催者を含めた外部に漏れない保証のある所謂ストップセンターを設置

する事を提案致します。

特商法に基づけば、インターネット通信販売を行うものは政令上定められる事項を表示しなくてはならないはずである。インターネットオークションには、その反復性や販売量から明らかに業者であるというものが多く存在している。出品者の身元確認が強化されていけば、インターネットオークション主催者はそのような者に対して特商法に基づいた表示を行わないなら出品者IDを削除するとの通知を伴った表示要請を行う事が可能なはずである。又、インターネットオークションへの出品者は通信販売業者に該当するというみなし規定を特商法に盛り込むという事にし、表示義務がある事と出来ればより効果的であろうと思われる。

インターネットオークションでは多くの古物が取引されているが、古物営業法に基づく規定、古物営業の許可や必要表示等、が厳守されているとは言い難い状況にあるし、そもそも、古物営業法の定義（第2条等）によればインターネットオークションは、もしくは、その一部は、「古物競り斡旋業」に入るはずであるのでなおの事である。この点についての徹底をする方策について検討願う事を要望致します。一部のインターネットオークション主催者が配達証明を用いた出品希望者の身元確認を開始し、一定の結果を得ているし、又、一部であるが故に偽造品販売者の拡散を招いている。同様のシステムを関係法制等の改正もしくは行政指導により全インターネット主催者に義務化もしくは義務化に準ずる処置がとれないかについて検討頂く事を要望致します。

プロバイダー責任制限法第四条第二項が問題であり、権利侵害行為が明らかな場合であっても発信者の意見を役務提供者（プロバイダー）は聞かなくてはならないと定められ、更には、「賠償の責めに任じない」との一文もない。偽造品の販売を阻止しようとの努力をしているインターネットオークション主催者が、権利侵害が明らかと認めるときには、出品者情報の開示を行っても「賠償の責めに任じない」との一文を、少なくとも、付加すべきである。

日本国の内外に偽造品の存在が社会悪であると、政治的にも啓発的にも、偽造品の所持並びに輸入禁止を明白にし、必要に応じ商標等の関係法律等の改正を必要に応じておここの決定を「知的財産推進計画2004」でしていただいた事に感謝の念を禁じ得ない。今後は、どのような形でそれが具体的実施されるのか、期待を持って注視している状態にある。

商標法37条ではいくつかの行為を列挙し、それらの行為は商標権を侵害するものとみなすとしているが、「仲介」は行為として記載されていない。商標法第37条がみなし禁ずる行為の中に「仲介」を加える事が如何であるかについて検討頂く事を要望致します。

商標法では過失を罰するという条項は当たり前ではなく、偽造品と承知して販売していたとの立証が出来ない限り刑事摘発は不可能である。偽造品販売者はその立証が出来なければ刑事摘発を免れる事が出来る事を熟知しており、事の始めから「偽造品とは承知していなかった」となるように擬装を巧みにしている事がある。仕入れの際に真正品であるかないかの確認を甚だしく怠った場合等、即ち、重過失が認められる場合は刑事摘発の対象となる等の法令の改正を行うべきであると思量する。

刑事に関わる被疑事件は検察に警察が送致一つの事件として一応の形になるし、社

会的評価や警察内部での評価になっているはずである。しかし、消費者に真正品として販売されていたが実際は偽造品であったという件は、現状では、これらの件について刑事摘発は抑止力としては機能していない。偽造品を販売していた者が、故意にそれを行ったのか否かの立証は難しい場合が多く、従って、冒頭に記載した「評価」にならない事は理解しているが、仮に送致が出来なくとも強制捜索や押収する事で、偽造品の破棄を販売目的で所持していたものにさせる事で、真正品として流通され消費者が被害者となる機会をなくした大きな功績や成果は発生すると思量する。この件について何らかの方策がないか検討頂く事を要望する。

過去十年間偽ブランド品に関わる事件の取り扱いが全くない県警察が存在する。そのような警察では上記した内容の講習を始める事により、警察担当官の意識を知的財産権に向けて頂く事から始めるべきであろうと思量する。各都道府県レベルで、上記の内容に関わる講習会定期的に開催される方策について検討頂くお願い致します。

商標法は親告罪ではないため、本来、警察が事件を処理される場合に告訴状は必要はないはずである。商標法違反被疑事件に際しては、少なくとも事件の中心として取り扱われている偽ブランドの権利者に対して、警察は告訴状の提出を求めてくる。問題は、権利者側にかかる告訴状作成の手間と費用である。この点について、改善の方策がないかについて検討頂きたく要望致します。

裁判所が判決で下す量刑はかなり軽いものであり、例えば、罰金刑の場合では50万から30万円で収まってしまい、これを超すものは一年に数回しか発生しない。偽造品を販売する者の中には、「年貢だと思えば安いもの、一年に一度50万円払えば済む」と暴言を吐く輩もいる程である。検察官並びに裁判官に、偽造品被害が社会的にも憂慮すべき状態にあり、消費者被害も尋常でないとの事を数値を示し伝える事で何らかの改善が得られると思われるので、この事について検討頂きたく要望する。

模倣品・海賊版対策として、弁護士や裁判官等の法律家が関与して、権利侵害の有無等の法的判断ができるような新しい機関を創設し、当該機関が下した侵害判断に基いて侵害認定をする制度を早急に構築する。

中小企業・ベンチャー企業の支援と啓発を強化する。

知的財産権、特に偽造品排除の努力を消費者保護の観点からも行うべきだとの事を、その意識が余りない、経済基盤が中小である権利者並びに並行輸入業者に対して行うべきである。

官民の体制を強化する

模倣品・海賊版対策については、現地の最新の状況を考察して、官民・民民の連携を強化して行う必要があることから、引き続き、Q B P C（商標保護委員会）やB S A（ビジネス・ソフトウェア・アライアンス）といった諸外国の模倣品・海賊版・組織内違法コピー対策団体と国内の模倣品・海賊版対策関連団体との連携を積極的に行っていくべきである。

第3章 活用分野

知的財産の戦略的活用を支援する

信託業法が制定された今後は、知的財産を信託財産として健全に運用するために、知財信託の運用面での施策を具体的に検討すべきである。

信託を用いたグループ企業の知的財産の集中管理・活用が円滑に行なうことができるよう、関連制度の整備を要望する。

営業秘密の管理や技術流出防止は、基本的に個々の企業が対応すべき課題であり、「営業秘密管理指針」、「技術流出防止指針」はそのための参考として、各企業の判断により、可能な限り積極的に活用されるべきである。

国際標準化活動を支援する

民間の技術標準化活動と並行して、国がリーダーシップをとる形で積極的な技術の国際標準化を推進すべく、さらには、技術の国際標準化に対する国民の関心をより一層高めるべく、戦略的な国際標準化のための府省横断的な専門組織を内閣府配下に設置することが必要である。また、斯かる専門組織を効率的に機能させるため、技術の国際標準化についての専門家人材の育成に取り組むことが必要である。

国際標準や、大学、公的研究機関の知的財産にかかわるパテントプールなど、知財の集合的利用戦略に関わる研究を産学官で取り組み、関連する業務を扱う人材育成を進める。知財の集合的利用戦略に関しては、知的財産制度に加え、独占禁止法や不正競争防止法など様々な制度も関係する高度なマネジメントが必要で、しかもこれらを国際的な舞台で実行できる人材が必要である。産学の強力体制のもと、このような集合的特許戦略を確立し、その任に当たる人材育成を早期に進める必要がある。

技術標準に関する特許法（裁定実施権等）の適用可能性については、引き続き検討されることを要望する。また、国際標準化活動において、官民をあげて我が国発の技術が標準化されるような戦略的な取り組みの推進も併せて要望する。

知的財産活用の環境を整備する

破産時や権利譲渡時に知的財産権ライセンスを保護する制度について早急に検討すべきであり、2006年の通常国会で所要の法改正がなされることを強く要望する。

2004年の破産法の改正により、第三者対抗力を有するライセンスについては、管財人のライセンスの解除権が制限されることとなったが、ライセンシーの保護は未だ不十分である。特許権などについては通常実施権の設定登録が可能であるが、現実にはこうした実施権の設定登録は極めて少なく、また、著作権の利用権についてはそもそも設定登録制度そのものが存在しない。特許権などの通常実施権の設定登録が少ないのは、設定登録の申請に際して実施料の額などを記載する必要があるため契約条件が公示されてしまうこと、特許番号を特定しない包括ライセンス契約が多く存在するがこうした契約については設定登録ができないこと、特許番号を特定した包括ライセンス契約については特許権ごとに設定登録する必要があるため手続が面倒であり且つ登録費用もかさむことなどが、原因と思われる。即ち、現状では、第三者対抗力を得ることが制度的にできない場合があり、また、制度的にできる場合であっても実務的に困難を伴うものである。更に、特許権の移転は企業の合併、

企業間の事業の売却などに伴い生じるが、こうした事態は今後も多々生じるものであり、設定登録をもって第三者対抗要件とする現行制度においては、ライセンシーの立場は極めて脆弱と言わざるを得ない。一方、ライセンサー（新たな権利者）の立場からすれば、どの範囲まで通常実施権を認めるかが問題となる。例えば、独占的实施権についてまでライセンシーを保護することは、ライセンサーにとって著しい不利益となることもありえる。更に相互無償の包括クロスライセンス契約の一方の当事者の権利が移転した場合などは、他方の当事者において実施されている事業が継続できるよう、適正実施料にてライセンスを許諾する程度の保護でよいものと思われる。

特許法第69条柱書の「試験又は研究のための実施」の解釈を、大学等における自由な研究あるいは授業教材等との関係等を考慮して明確にし、周知を図るべきである。

オープン・ソースと標準化はオープン・スタンダードという観点から共通する問題も多く、推進計画における標準化活動についての議論も参考にしつつ、オープン・ソース・ソフトウェアを活用したビジネスの更なる円滑な発展を図るための方策が議論されるべきである。また、ソースコードが入手可能であるが故にソースコードの著作物性の判断に迷うなど、実務的に解決できていない問題についても議論されるべきである。

商用ソフトウェアとオープン・ソース・ソフトウェアと知的財産の関わりを精査し、経済学的な視点も加えて、長い目で見て日本の知的財産の推進にどのように役立つのかについても良く議論していくべきである。

高度にネットワーク化された社会においては、いわゆるネットワーク効果が非常に顕著に現れ、オープン・スタンダードが、技術革新にとって不可欠なものとなる。オープン・スタンダードを推し進めていくために、ソフトウェアの相互運用性（インターオペラビリティ）、オープンな文書フォーマット、オープン・ソース・ソフトウェアのようなテーマについて、知的財産権に関連する課題や解決手段（たとえば特許法における裁定実施権の適用など）の検討を進めていくべきである。

ほぼ世界標準となったOS、Windows上で動作するソフトウェアのユーザーインターフェースはMicrosoft社が決めた手順による事が推奨されている。この方法が既存の特許に触れても、それはソフトウェア開発会社の責任では無い。現状では、特許を持つ会社が各ソフトウェア開発会社に対して訴訟を起こす事ができるが、訴訟に耐えられ、ライセンス料が払えるだけの資金力をもった会社しか、そのOS上でのソフト開発ができなくなり、ソフトウェア産業界に悪い影響を与えかねない。

現行の設定登録制度を維持しつつ設定登録をもって第三者対抗要件とすることではライセンシーの保護が不十分であることは明らかである。ライセンサーの立場にも配慮しつつ、ライセンシーの事業の継続が適切に確保できるようなバランスのよい制度設計の早期実現が望まれる。

第3章3(1)-1においては、ライセンサー倒産時のライセンシーの保護のみについて言及している。しかしながら、ライセンサーの特許権、著作権その他の知的財産権が譲渡された場合についても、同様の問題が生じうる。したがって、元のライセンサーの知的財産権が譲渡された場合にも、ライセンシーが譲受人を含む第三者に対抗できるような法制度の整備についても検討がおこなわれるべきである。

ビジネスモデル特許やバイオ関連特許など新分野の特許は、先行技術の蓄積が少ないため、広範囲な権利や代替性のない権利を有する特許が成立する可能性が高いが、ライセンス拒絶や、リーチスルー・ライセンス契約をはじめとした不当な契約が行われた場合には、研究開発のインセンティブを阻害し、関連産業全体にとって損失となりかねない。こうした分野の特許については、不当なライセンス行為やライセンス拒絶を独占禁止法で厳正に対処されたい。

産業財産権については、独占禁止法 21 条に基づき、諸規定の下に無いかのような主張が為されている。しかし産業財産権は強大な独占権・専有権をもたらすものであり、むしろ市場競争のより強力な修正こそが求められていると考えなければならない。少なくとも独占禁止法 21 条は廃止しなければならない。

中小・ベンチャー企業や地域を支援する

ベンチャー企業がそのコアコンピタンスを生かして事業化することを支援すべきであり、ベンチャー企業と大企業とがジョイントし、大企業のインフラや知的財産を活用することを推進すべきである。大企業には、ベンチャー企業とジョイントするインセンティブを付与すべきである。

2004 年から中小企業の特許出願後の先行技術調査を無償で行う制度が導入されたが、現在中小企業の特許出願する場合、弁理士の言われるまま、権利化の可能性の十分な検討を行わずに出願しており、先行技術調査は、ほとんど行われておらず、むしろ出願前の調査の方が、無駄な特許出願の抑制と製品開発時の侵害リスク回避に対し効果が大きい。

中小ベンチャー企業が大企業から侵害警告を受けると、その対応に数百万円の費用がかかり、対応を間違えると莫大なロイヤルティを支払うことになる。当組合では、今後は保険会社、信託会社等とのアライアンスを進めていくが、保険会社単独では商品化が難しい侵害警告リスク保険を何らかの形で国が支援あるいは業界を指導する方策を検討いただきたい。また、当組合のようにすでに一部の組合加盟企業の知財関連業務を委託されている組合には、管理信託機能を持たせることを検討いただきたい。

「中小企業は、わが国事業者数の 9 割、従業者数の 6 割、出願人数の 5 割、出願件数の 1.3 割を占め、自由な着想において大企業に匹敵するが、全国に多数散在するために、知財戦略の情報へのアクセスを確保する対策を要すること」、「全国 8 経済産業局ごとに地域知財戦略本部が設置されることに対応して、日本弁理士会のアクセスポイントの完備が必要であること」を明記する。

「中小企業・ベンチャー企業は、多くの場合、事業を支える革新的な技術を有していても、それを知的財産として保護し活用するという意識が乏しく、また大企業に比べて、実施体制も決して十分とはいえない。」とある。しかし、ソフトウェア業界に限っては、大企業に攻撃されるのに戦々恐々としている。本当の「知財」とは、その時代の空気を吸っている人の「頭の中」に共有されているものであり、コミュニティ全体でプールされるものである。従って、特許は大企業（既得権益）の仁義なき戦いのための兵器に他ならないのであって、ベンチャーの利益とは相反する。誰のための、何のための計画か。その原点に立ち返って、ソフトウェア特許には取得にも行使にも取得後の実効性にも厳しく制限を課す、ということを期待する。

日本を代表する大企業に弊社特許権 5 件が侵害されており、昨年 4 月末より契約交渉していますが、だらだら時間を引き延ばされています。侵害訴訟での費用を融資する制度を至急作っていただきたい。特に、仮処分での供託金融資をお願いする。大学発ベンチャーの成長のためには、成長ステージに適應できる CEO、CTO 人材や、知財、会計、法務などなどさまざまな支援者などの人的ネットワークが不可欠である。これらの人的ネットワークが大学周辺に形成されるためのネットワーキングイベントなどの事業を産学協力の基に推進する。

大学発ベンチャーを育成して成長軌道に乗せるためには、ベンチャーの経営に参画しながらハンズオン投資を行うシード段階のベンチャー投資ファンドが必要だが、日本ではまだ極めて数が限られている。このような大学発ベンチャー向けシードファンドを育成することが重要である。

中小企業と大企業との知的財産をめぐる紛争が増加している。市場に送り出す商品に対して、他社権利侵害の回避のために十分な調査を行うなど、中小企業のリスクマネジメント体制を確立することを支援するべきである。

新たな需要を作り出し、産業現場を活性化させるには、ベンチャー企業の活性化が必要だが、そのためには、リスクとリターンを勘案した投資を行うキャピタリスト、正当な技術評価ができるシステム、ベンチャー企業の特許出願・登録費用の軽減、大企業の中小つぶしの企業風土の改善、リスクをとった者を優遇する税制のような社会基盤を変革させる必要がある。

総論の 2. 「知的財産立国実現に向けた取組方針」の「三つの視点」を「四つの視点」とし、「(4) 知的財産により地域経済と中小企業を活性化する」の標題を加え、次のように記述されることを望みます。「わが国経済は、企業収益の改善や設備投資の回復、輸出の増加を中心に回復しつつあるものの、雇用・所得面では回復の遅れが見られ、特に、中小企業や一部の地域経済の改善は遅れている。ようやく見えてきた回復の動きを、知的財産の活用により、地域経済や中小企業へと広げ、経済の活性化を図ることが必要である。」

第 3 章「活用分野」の「4. 中小企業・ベンチャー企業や地域を支援する」の(1)に、以下として、次のように記述されることを望みます。

2-1 知的財産を中小企業新事業活動促進(新法案)に活かす

「中小創造法・新事業創出促進法・経営革新法を統合して「中小企業新事業活動促進法(仮称)」を制定することに伴い、知的財産を創造する技術開発から販路開拓まで一貫した支援を行う。特に、中小企業が、知的財産・技術・ノウハウの緊密な「すり合わせ」(異業種間提携等)を通じて、柔軟に強みを相互補完しながら高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携を推進する。

2-2 知的財産と地域経済行政のシニアアドバイザーを新設する 「全国市町村に存在する 3500 余の商工会・商工会議所の優れた人材をシニアアドバイザーとして、中小企業・ベンチャーの創業・ビジネスプラン経営革新プランを国費助成のもとで支援する政策の開始に当たり、シニアアドバイザーとして、知的財産および地域中小企業行政経験者などの人材を積極的に採用する。

2-3 知的財産大学校を設置する 「経済産業省に設置されている中小企業大学校を、「中小企業・知的財産大学校」と改める

2-4 中小企業知的財産融資を多様化する 「知的財産に基づく事業について、中小企業・ベンチャーに対する無担

保融資の促進など、金融の多様化をはかる。

第3章 活用分野の「4. 中小企業・ベンチャー企業や地域を支援する」の(2)に、以下として、次のように記述されることを望みます。

3-1 各地域の特性を活かし、知的財産等の潜在力を最大限発揮する「知的財産に基づく高付加価値産業を育成し、地域経済を支え、かつ世界に通用する新事業が次々に展開される地域産業クラスターを形成する。」

3-2 地域知的財産人材をさらに育成する「地域経済産業行政機構を結節点とする知的財産・中小企業人材ネットワーク形成と、ベンチャーの起業家育成施設(インキュベータ)増強を促進する。」

「第3章 活用分野/4 中小企業・ベンチャー企業や地域を振興する/(2) - 地方公共団体の知的財産の自主的な施策策定を奨励する」については、以下の理由から強く反対致します。すなわち、地方公共団体の「採算度外視のロイヤルティーの無料化又は極端なロイヤルティーの廉価販売」は、民間企業の業務を衰えさせ、その国際競争力を損なう。切花に於いても、各都道府県の、「県育成品種」の名のもと、「県内のみの生産販売」という「消費者志向の全体最適を無視した、供給側の部分最適行動」や「県内農家には、無料又は廉価でのロイヤルティー課金しか行わない」という不当廉売行為は、中小民間種苗会社の業務縮小と将来への設備投資の減退を招く。従って、本案の以下のような訂正を希望する。

(訂正希望案)

飽くまで「中小民間企業のビジネス機会を不当に損なわない、合理的市場価格を反映したロイヤルティー等を生産農家に課する前提で」のみ、地方公共団体は、知的財産権振興を公的資金を投入して参入可能となる。

中小企業、ベンチャー企業には知的財産戦略を推進する人材が不足しており、知的所有権センターは、それら中小企業等に対する特許に関する情報の提供や特許情報検索の指導・相談、特許流通の支援などに一定の成果を上げている。産業の活性化に向け、今後、中小企業等に対する支援を一層強化する必要があることから、知的所有権センターの管理運営に対する助成措置と特許流通アドバイザーや特許流通アソシエートの配置など人的体制の強化が必要である。

資力に乏しい個人や中小企業、研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減措置について、対象要件が厳格なため対象となる企業等が少ない状況にあることから、中小企業・個人のすべてが対象となるよう、軽減措置の更なる拡充が必要である。

昨年5月に取り纏められました「知的財産推進計画2004」は、模倣品・海賊版対策をはじめ、特許審査の迅速化やコンテンツビジネスの振興などを重点に、前回の計画に約130点が追加され、400項目にわたる幅広い施策が提示されている。

これを実施するにあたっては、関係省庁にて調整する項目も多くあるため、早期実現に向け、引き続き格別のお力添えを賜りたい。また、中小・ベンチャー企業は、大企業に比して、知的財産に対する認識や、経営上の戦略資源として活用する意識が低いのが現状である。こうしたことから、中小・ベンチャー企業への知財の啓発・普及や創造・活用が大変重要になってくる。

推進計画2004では、第3章4.「中小企業・ベンチャー企業や地域の支援する」において、中小・ベンチャー企業あるいは、地域における知的財産の創造・保護・活用という知的創造サイクルの確立に向けた約30の施策が盛り込まれている。

いずれも重要な項目であり、引き続き円滑に実施されるとともに、権利取得のための免税措置の拡充や模倣品・海賊版対策等の支援や相談体制の整備等については、さらなる強化を図られたい。加えて、愛知県をはじめ地方自治体では、知的財産を活用した産業活性化策を打ち出しているが、是非こうした取り組みを支援して頂きたい。

ベンチャー支援についても、知財を基礎とした資金の確保、投資環境の整備、並びに投資家のリスクに対するヘッジ策（税制面での優遇を含む）等の一層の強化拡充が望まれる。また、知的財産権の侵害被害に遭っている中小企業を対象とした、弁護士の紹介制度や相談窓口の設置を図られたい。

現在の特許料等減免措置の適用条件を大幅に緩和し、中小企業基本法で規定する全ての中小企業を対象とされたい。特許などの知的財産権を拒絶査定された場合、不服審判費用が高額となり、中小・ベンチャー企業においては不服審判請求を断念するケースが見られるため、当該費用にも特許料等減免措置に準じた制度を導入されたい。

政府系中小企業金融機関が率先して、事業の将来性や経営者の資質、あるいは知的財産を担保にした融資・保証制度を拡充されたい。また、知的財産の流通・活用を促進するため、知的財産を譲渡する際の所得課税を軽減するとともに、買取り費用の一定割合を税額控除または特別償却できる制度を創設されたい。

中小・ベンチャー企業の育成のためには、外国出願について費用面における支援策を設け、海外における権利取得を積極的に支援すべきである。この点、現在の推進計画（５８頁）では、「中小企業・ベンチャー企業については、海外出願・翻訳等の権利取得手続や・・・に関する活動についての相談・助成をはじめとする具体的な支援を強化」する旨明言されており、高く評価できるものであり、また、国際的な審査協力の推進や特許の相互承認等のハーモナイゼーション（４１頁以下）も、中小・ベンチャー企業の費用等の負担を大きく減らすものとして、是非今後とも推進していくべき事項である。

汎用性が高く代替性が低い技術の上流に位置する基本特許（主にリサーチツールについて）の流通を促進すべきである。リサーチツール特許の円滑活用に関しては、海外でも問題という声が高く、ヨーロッパにおいては法改正の動きもある。この問題は科学の発展、また自国の産業育成の問題であるので、政策として対応していただける管轄省で今一度検討をして頂きたい。

「第３章活用分野」に、以下の項目を追加する。

（X）官民の連携の強化

特許庁は、知的財産戦略の中で民間特許情報サービス事業者の育成と指導を行い、官民の相互協力発展を積極的に推進する。

我が国の知的財産戦略の実現のために、より付加価値の高いサービスの提供が欠かせない。そのために官のサービス（IPDL）と民間サービスの連携が必要。これを支援するために、以下のとおり具体的な施策を追加する。

- ・特許庁保有の情報を民間の特許情報サービス事業者を通じて公開する
- ・特許庁は民間の特許情報サービスを特許庁内部の業務に活用する
- ・特許電子図書館のホームページで、民間の特許情報サービスの紹介記事を充実させる

また、同 3. 「知的財産活用を整備する」に、次の項目を追加する。

- 特許庁からの競争入札の促進
- 特許庁のアウトソーシング業務の透明化
- 民間と公益法人の間の平等化

第 4 章 コンテンツビジネスの飛躍的拡大

現行推進計画「総論《知的創造サイクルの活性化》」には「知的財産立国」とは、一部の知的財産に関係する人々の営みによってのみ実現されるものではなく、知的財産によって得られる果実を万人が享受し、そしてその恩恵に啓発されて、万人による知的財産の創造活動が始まる流れの中で実現されるものである。」とあるが、上記の指摘に反する項目も少なからず見受けられる。特に第 4 章「コンテンツビジネス」関連の部分はその傾向が顕著であり、推進計画の改訂に当たっては、競争政策や消費者利益の観点、そして「文化的・技術的所産の公正な利用」の観点から極めて問題が多い項目の抜本的な削除・修正を大胆に実施すべきである。

我が国の映画、アニメ、ゲームソフトなどは世界で高く評価されており、こうしたコンテンツを活用した関連産業の振興が大いに期待されている。そこで、コンテンツの創造・流通促進や取引適正化、権利保護強化、関連産業育成等を推進するための基本法を早急に定めるとともに、人材育成や完成保証、資金調達面での信用補完など諸制度の整備を急がりたい。

業界の近代化・合理化を支援する

クリエイターより業者の利益保護に関する施策の方が多い。クリエイターの権利関係・立場をサポート&アドバイスする仕組みが必要と考える。現状でもクリエイターに対して企業が強すぎると考える。

知的財産戦略では、音楽・書籍などの芸術分野と、特許・意匠等の商業分野で政策を分けて立案・実施すべき。昨年、商業レコードの還流防止措置、貸与権が創設されたが、これらの権利は商業活動をバックアップするものであり、芸術家達を直接支援するものではない。真に知的財産戦略の一環として音楽・書籍等芸術作品を用いるならば、ビジネス面からのバックアップだけでなく、国内の多くの芸術家、クリエイター達が後顧の憂いなく創作活動に打ち込めるための社会的基盤の整備が必要である。

一般市民の芸術家の位置付けとして最たるものが「収入が不安定である」という半ば偏見にも似たものである。文化庁は還流防止措置などの商業的分野においての活動よりも、こうした状況を是正するための啓発活動をまずもって行うべき。

昨年、信託事業法改正に伴う、コンテンツ産業への融資事業の改革などの部分は政策に反映したが、次の段階での重要なポイントは、それら音楽コンテンツ商品の利用料の回収方法（利権者への支払い）と広報（放送などに乗せて広める）である。音楽コンテンツが広まる最も重要なメディアは放送であるが、日本の場合、放送事業は「公共性」が要求されるため、音楽ジャンル専門放送局を自由に設立することができない。現在進められている「郵便/金融事業としての郵政改革」の一環として「放送事業の規制緩和と改革」を進めるべきである。現在、防災無線放送として、

小電力のFM放送が認可されていますが、小電力のFM放送に限って、音楽ジャンル専門放送を主たる事業としてぜひ認めて頂きたいと思う。

アメリカ合衆国の音楽家の楽曲を日本の放送などで使用する場合、JASRACでのブラケット方式による一括支払いのため、個別の楽曲の支払いがアメリカの音楽家の楽曲の日本のサブパブリッシャーに支払われていない場合がある、などが判明した。放送事業における「ブラケット方式」による徴収は廃止すべき。

行政団体の印刷物の受注は持ち回りが基本となっているが、この状況の要因の一つに“コンペ”があると考えます。競争で安くても良いものができあがれば良いが、その良いものとは何なのかという事を行政団体に考える仕組みが無い。また、下請法等の法律が行政団体に適用されないため行政団体からの発注は、現在無法状態とも言える状況にある。印刷物発注についていえば、その事柄に詳しい他の行政機関、芸大等の教育機関、有識者等の力を借りてもっと真剣に考える事が必要と思う。

コンテンツの保護、といえども聞こえがいいが、「独占」を背景にした施策で、健全で競争力がある産業構造、市場が育つでしょうか。

(再販制度)

第23条4項に基づく著作物再販価格維持制度に関して推進計画第1章1(4)で「消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励する」と言及されているが、この項目には基本的に賛成する。但し、音楽用CD等の商業用レコードに関しては著作権法による還流防止措置の施行を機に廃止すべきであり、推進計画改訂においても「直近の課題」と言う位置付けで廃止を明記すべきと考えます。

これまで再販制度により保護されていると考えられて来た民謡などの需要が少ないタイトルについても、インターネットを経由した音楽配信ならば製作から流通に至るまで低コストで実現可能なうえ全国どこでも利用可能であり、少なくとも商業用レコードに関しては「世界唯一」の再販制度を維持する理由は完全に失われた。他方、活字媒体に関しては、なお後考に待つべきであるが、出版業界に関しては、裁断処分が総印刷数の4割にもものぼっており、それまで「別の店に持って行けば売れる可能性があり、その輸送費用を国民が均等に負担する為の制度」と説明されて来た再販制度の意義がほとんど有名無実化してしまっている。

現行計画1-(4)「弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」に賛成する。とりわけ商業用レコードの再販売価格維持制度は昨年、商業用レコードの還流防止措置が成立したことを受け、廃止すべきである。また、欧米各国では低価格で利便性の高い音楽配信サービスが爆発的な人気を博しているのに対し、日本ではレコード会社が音楽配信には極めて消極的である。こうした状況を是正する為にも、本項に基づき商業用レコードの再販制度は廃止すべきである。

レコード盤・音楽用テープ・音楽用CDの3品目については、再販制度を廃止すべきであると考えます。その理由の第一は、昨年6月に成立し、本年1月1日から施行となった改正著作権法による「還流防止措置」(レコード輸入権)の創設である。きわめて産業保護政策的な傾向の強いこの措置は、消費者にとって再販制度と合わせて、二重の不利益となるものである。第二の理由は、通販システムの発達や音楽配信による新サービスの登場で、従来から再販制度の必要性の理由とされてきた、発行企

画の多様性の維持や文化の地域格差の是正が確保されるようになったことである。中小レコード店の活性化は、別に中小企業政策で取り組むべき課題である。第三の理由は、日本の音楽 CD 等の異常な高価格である。なぜ日本の音楽 CD はアメリカの 2 倍なのか。再販制度以外の合理的理由は見つからない。この高価格はかえって、消費者の離反を招き、自らの首を絞める結果となっている。今後急速に展開すると思われる音楽配信は、1 曲 100 円～150 円が国際水準価格であり、これと比較すれば当然 CD アルバムも 1500 円～2000 円となるのが当然であり、CD 1 枚 3000 円以上という価格は合理性を欠く。おまけの DVD をつけた CD が、CD 単体より安いというような異常現象は再販制度の矛盾そのものである。以上の理由から、音楽 CD の再販制度の廃止については、国民的合意を形成することは十分に可能であると考えられる。特定業界に対して、法律による二重の保護は異常であり、新制度創設にともなって、以前から議論のある旧制度を廃止するのは当然のことである。音楽用 CD 等の商業用レコードに関しては著作権法による還流防止措置の施行を機に廃止すべきであり、推進計画改訂においても「直近の課題」という位置付けで廃止を明記すべきと考える。なお、これまで、再販制度により保護されていると考えられて来た民謡などの需要が少ないタイトルも音楽配信ならば低コストで実現可能となし全国どこでも利用可能であり、少なくとも商業用レコードに関しては再販制度を維持する理由は完全に失われたと言うべきである。

書籍・音楽 CD・ゲームソフト・映画の DVD 等のエンターテインメントソフトは発売日を頂点に急速な需要減少がおき、需要減少に伴った価格の引き下げ努力が必要である。再販制下の商品は価格維持のために返品制を採用し、返品コストは販売価格に転嫁されて、消費者は不利益を受け、市場は縮小傾向にある。「弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」べきである。

絶版のサイクルが短縮されている理由は出版点数が増加の一途をたどり、結果的に新刊が既刊を駆逐し、書店の店頭で陳列されるサイクルが短くなっていることが大きい。また、現行の半永久的に小売価格を拘束する形での極めて硬直的な再販価格維持制度の運用にも問題が無いのか、改めて、感情論を排して検証すべきである。

2005 年度も引き続き、消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用 CD 等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を促進するために必要な政策を実施すべき。

資金調達手段の多様化を図る

個人あるいは法人の投資家に対しては先ず、映画の投資の仕組みを分かりやすくし、契約等により投資とリターンを短期に確定させる必要がある。

コンテンツの制作・投資等を促進するためのインセンティブを付与する

コンテンツビジネスの中で著作物が最大限に活用されるためには、単に二次利用、三次利用を容易にするための施策だけではなく、良質な原作品が数多く創作されることが大前提であるべきと考えます。そういった良質のコンテンツ創造に係る組織的な養成・奨励のための施策立案についても、一段のご配慮をいただきたいと存じます。

多様、多彩な創造を誘発するためには芸術団体の芸術創造への支援制度と寄付金優

遇税制の充実、多様な資金調達システムの存在が必要である。また、劇場や映画館は公演・上演活動の活発化が必要だが、民間の場合、固定資産税が人々の鑑賞の負担を押し上げているため、公益法人の興行業への非課税化、寄付金税制優遇の充実は喫緊の課題である。

投資ではなく、純粹に映画製作等に対する寄付は個人については寄付金算定（所得控除の対象）とし、法人は、損金算入出来る制度とする。

海外からの投資し易い税制上の優遇措置、例えば、海外の投資家が日本映画に投資した場合に、それにより配当を得たとしても日本国内では一切の税金をかけないというような思い切った優遇措置を検討する。

一定の要件を満たすデジタル撮影機器を備えたスタジオ・撮影所並びに劇場に係る固定資産税について軽減措置を講ずるべきである。平成 18 年度末までに製作されるデジタル・コンテンツ作品の製作費について、その一定の割合に相当する額を納税額から控除する制度を創設すべきである。

人材育成の強化を図る

映画、音楽、舞台芸術の創造、技術、マネジメント（法務・財務など）に関わる芸術家、実演家、技術者、実務者など専門家を対象に、技術革新や制度改革への対応など専門性を深め、幅を広げるキャリア形成とライフステージを考慮した現職者研修を設計、充実するため、芸術団体等が担うべき再研修計画・実施への支援の大幅な拡充が望まれる。

コンテンツ関連技術の高度化を図る

知的財産推進計画 2004 の第 4 章 コンテンツビジネスの飛躍的拡大 5 . コンテンツ関連技術の高度化を図る (4) ハイビジョン技術の研究開発に対する支援等を行う につき、ハイビジョンは高画質ではあるものの、ハイビジョン画質を保てる録画機器の選択や設置設定、予約実行の信頼性確保が極めて難しい。視聴者が裏切られた感を抱かない程度に柔軟なコピー制御運用に切り換えることで、民需の広がりを生むことができ最大のハイビジョン技術支援策になると考える。

教育と啓発の充実に努める

小中高等教育段階での芸術リテラシーの開発が必要だと考える。優れた芸術創造を促進するために映画、演劇、舞踊について創造現場との密接な連携が組み込まれた従来にない国公立大学の大学院、学部、学科設置のための支援等、促進策を求められる。これまで弁護士やプロデューサー人材についての検討は進められましたが、クリエイター等については不十分だと考える。

教育や啓発の充実について、知的財産推進計画の第 4 章コンテンツビジネスの飛躍的拡大 7 . 教育や啓発の充実に努める (1) 子供への普及啓発を図る (P 84) に、コンテンツの分野においては、子供への普及啓発を図るとされていますが、知的財産の全体の分野としては、子供への普及啓発については触れられていない。コンテンツのみではなく、章をかえて、「知的財産の普及啓発を図る」とすべき。

国立国会図書館が進める「近代デジタルライブラリー」プロジェクトを、知的財産推進計画の一環として位置づけなおし、書籍の画像化と公開のペースをはやめ、対

象範囲を、現在の「明治期」から「大正期」「昭和期」へと広げるとともに、資料のテキスト化にも取り組むことを、政策事項に盛り込むよう求める。加えて、「近代デジタルライブラリー」が選択した、書籍版面の画像化と並ぶ、デジタル化のもう一つの選択肢である、テキスト化による書籍デジタル・アーカイブの検討と、早期の着手を、政策事項に盛り込むよう求める。

「映像コンテンツの保存機能」を、「映像デジタル・アーカイブ」の育成と位置づけなおし、インターネットを通じた映像作品の公開を、行動目標として組み入れることを求める。フィルムセンターを映像関連デジタル・アーカイブの育成拠点とすることが困難であれば、新たな機構を設けることを、盛り込むよう求める。加えて、「NHK アーカイブス」プロジェクトを、知的財産推進計画の一環として組み入れ、映像資料のデジタル化を支援し、インターネットによる映像資料の公開を、プロジェクトの目標として組み込むことを求める。さらに、民放が所蔵する、ラジオ番組、テレビ番組関連の音声、映像資料を収蔵する、デジタル・アーカイブ育成の検討を、政策事項に盛り込むよう求める。

現在は断片的にしか言及されていない「誰でもアクセス可能なアーカイブ構築」を言語・美術・映画・音楽・放送・ゲームなど体系的に分類し、東京国立近代美術館フィルムセンター等の事業であれば公開範囲を著作権保護期間の満了が確認可能な範囲で拡大することや、新規に録音物（レコード盤）も公開対象とすること、NHKアーカイブスのインターネット公開を特に著作権保護期間を満了したラジオ番組の録音について積極的に検討することなどを新規に追加するよう希望する。さらに「誰でもアクセス可能なアーカイブ構築」は独立した大項目で置くことが望ましい。また、青空文庫のように民間で行われている事業の支援も積極的に実施すべきである。アーカイブ構築により一般国民が多種多様な作品に接することは個々人の創作意欲を刺激し、作品の創出に資する点から極めて有益と考えられ、推進計画改訂に際しては「アーカイブの構築と支援」に必要な施策を体系化し、独立した章を設けることを積極的に検討されたい。現行推進計画では小説・学术论文その他の活字媒体、音楽、放送に関してはアーカイブ化に関する具体的な記述が存在しないが、音楽に関しては国立国会図書館近代デジタルライブラリーで取り扱うことを含め、放送に関しては英国でBBCが計画しているデジタルアーカイブ公開などの取り組みも参考にしつつNHKアーカイブスをインターネット上で公開することや民間放送局が保有する番組資産の公開支援を新規に検討すべきである。また、アーカイブの構築に際しては著作者の死後もしくは公表後、権利所在が不明となっている著作物が相当数にのぼる実情に鑑み文化庁長官による裁定制度の利用を促進すべきである。

なお、著作物の公開が著作権の保護期間を無条件に延長する結果、アーカイブの構築が著しく阻害されることになる。

文化資産としての放送番組の保存を促進するため、放送法第53条で定められた「財団法人 放送番組センター」の活動への支援を検討すべきである。

海外展開の拡大と海賊版対策の強化を図る

ジャパンコンテンツの国際化は、最終的には、製作者の力量、コンテンツ自体の芸術的、商業的成功が全てを決定する。このため、ジャパンコンテンツ製作者の関心を海外に向け、彼らの意識変革を促すことを通じて、プロダクトの国際的競争力を

高めるべきである。

ジャパンコンテンツ製作者と海外のコンテンツ製作者の共同事業を推進するために必要な情報や人物の交流を強化する必要がある。

東京国際映画祭でのマーケット開催と連動して、各国のジャパンコンテンツ支援者に対しても活動を支援することが市場育成のために有効である。

コンテンツを他国に輸出する場合には、各国政府による表現規制、宗教や生活慣習上の表現制約、相互の言語への翻訳の困難性といったセンシティブなハードルが加わる。政府は、こうした文化芸術作品であるが故に生じる様々な障壁につき綿密な調査を実施し、その結果をコンテンツ産業に提示すべきである。

日本ポップカルチャー・コンテンツの海外展開は、専ら個々の作品の競争優位性に基づく輸出戦略に頼ってきた。今後は、わが国がアジア地域の経済的かつ文化的ハブとなり、わが国に投資を促しつつ、アジアに広げる戦略が必要である。具体的には、日本において対外的に開かれたコンテンツ制作環境を構築することや、制作段階あるいはさらに前段階の構想段階から海外と共同で取り組むなどの努力が必要である。

インターネットを通じた著作権侵害は、国境を越えて行なわれるので、ダウンロードにより複製を行なう者の複製権侵害についても、他国とのハーモナイズも踏まえて検討をすべきである。

アジア地域において日本音楽の市場シェアを高めるためには、上海等の博覧会へのブースの出展等を継続して行っていくことが重要でありますので、そのために必要な支援をお願いいたします。

既に、途上国とのコンテンツ著作物の取引はビジネスとして始まっており、政府は、アジア数カ国の主要著作権産業従事者に対する研修を全面的かつ緊急に支援すべきであり、このことを推進計画に新たに明文化していただくことを希望する(P.44「第2章 5.(2)iii」の対象を民間事業者に拡大する)。

ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する

まったくの無から、新たな創作物が生まれることはなく、翻案的な要素は、すべての創作活動に多かれ少なかれ、含まれている。保護期間の延長は、翻案の可能性を制約し、「知的創造サイクルの活性化」を阻害する。よって、「知的財産推進計画2004」の「第4章/9./ (9) / iii) 著作物等の保護期間」の項目は削除するか、「翻案による創造を阻害する危険性を十分考慮して、著作権保護期間の延長には、慎重であるべき」と書き加えるよう、求める。

「生産・提供者と享受者の相互信頼関係に立脚した制度設計を実施すべきである」と言う観点より、特に現行計画に乏しい「利用」の観点から各項目を抜本的に見直すべきである。司法判断の破棄や独占禁止法の執行を阻害する意図が濃厚な権利の創設、相対的にクリエイターの権利を弱めることに繋がる著作隣接権の創設・拡大、「知る権利」の阻害に繋がる恐れのある権利の創設など、いずれも「利用」の観点で欠如しており極めて問題が多いだけでなく、第4章9(12)「権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意する」との間で大きな矛盾をきたしている。昨年の意見募集においては第4章9(9)の項目の一部の削除を求める意見が大多数を占めたが、今回の意見募集でも同様の傾向が続くのであれば第4章9(9)は一旦、白紙撤回して

全て削除するか表現を個別の権利創設・強化には言及しない包括的な形に改めるかのいずれかを改めて検討すべきである。

第4章9(9)に列挙されている各項目では「関係者間協議の結論」を得ることを求めているが、今後の法制問題小委員会においては、委員に求められているのは、特定業界や審議会事務局の要望を追認することでは無いと言う点を周知徹底すべきである。また、今後の小委員会における議論では第4章9(12)「権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意する」を受け著作権法に一般権利制限（フェアユース）規定を創設することを積極的に議論すべきである。

日本の著作権法のもとでは、音楽配信サービスの内容について、レコード会社等のコントロールが強く及びすぎるため、音楽配信サービス事業者間での自由なサービス競争が行えない。レコード会社や音楽著作権管理会社および音楽配信サービス事業者との間で協議を行い、一定の条件のもとで著作権者および隣接権者に一定のライセンス料を支払えば、自由に音楽配信サービス事業を行えるシステムを構築することが必要と考える。そして、その条件・ライセンス料については、既に音楽配信サービスが成功しつつある欧米諸国と同程度のものであることが条件と考える。

音楽ダウンロード販売サービスが国内でも海外並みに普及することで、日本の音楽文化の輸出の道も開けるはず。国内にも海外と同程度の音楽ダウンロード販売サービスが定着するよう、国としての検討を求める。

著作権法のもとでは、音楽配信サービスの内容について、レコード会社等のコントロールが強く及びすぎるため、音楽配信サービス事業者間での自由なサービス競争が行えない。一定の条件のもとで著作権者および隣接権者に一定のライセンス料を支払えば、自由に音楽配信サービス事業を行えるようなシステムを構築することが望まれる。そして、その条件・ライセンス料については、既に音楽配信サービスが成功しつつある欧米諸国と同程度のものであることが望まれる。

諸外国ではオンラインによる音楽データの販売が好調で一般ユーザもその恩恵に預かっている。しかし我が国では、著作権法の私的複製に関する条項と運用が原因で同様のサービスが受けられない。オンラインサービス提供を阻害するアクセスコントロール権創設、私的複製の制限等に反対する。

わが国は、欧米先進国と比して、IT基盤上でのコンテンツ・ビジネスに大きな進展がみられない。その要因として、端末、インフラ、プラットフォーム、サービスという各レイヤー間の結合がなされていないこと、及び、特に課金・認証・権利処理等のプラットフォーム部分が未発達であることを挙げることができる。プラットフォームのブレークスルーには政府の支援が必須である。

仮に独禁法第21条の存在が企業、ひいては業界の遵法精神欠如に本条の規定が与えている悪影響は計り知れないほど大きい。最も効果的な施策は禁法第21条の廃止において他に存在しないと考える。

著作権等の生殺与奪を握っているのは権利者である以上、消費者こそ、著作権法等で保護すべき。「(3) 独占禁止法等の厳正な運用により競争政策を充実させる」、「(4) 競争政策の重要性と表現の自由などの重視」の項目を基本として消費者の立場に立った著作権法を作る事を要望する。そして独占禁止法第21条は直ちに廃止し、第23条は廃止を前提に縮小を要求します。

従来の著作権制度・著作権法学は、著作物の利用者保護について、何ら考慮するこ

となく現在に至っている。現行法を改正し、利用者に存在する権利について明確に言及しなければならない。具体的には、(1)現行法で「著作権の制限」となっている第二章第五節を、「著作物利用者の権利」という章題に改める、(2)知的財産基本法に、「著作物利用者の権利を尊重する」旨、二十一条の二として明確に規定し、著作物利用者の積極的権利の存在を確認できるようにしなければならない。字幕や手話を付与したビデオ・DVD等の製作、およびインターネットのストリーム配信や通信衛星による放送(コンテンツ)製作を円滑に進めるため、複製権の一部制限を行うべき。特に字幕を付与したビデオ・DVD等、およびインターネットのストリーム配信や通信衛星による放送コンテンツについては、利用を聴覚障害者だけでなく、知的障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等も利用できるよう、拡大すべき。

字幕を付与したビデオ・DVD等、およびインターネットのストリーム配信や通信衛星による放送については、聴覚障害者だけでなく、知的障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等もニーズがある。聴覚障害以外の障害者の支援については、その障害者の特性等をよく理解した、それぞれの障害者に関わる団体、組織が制作できるようにするべき。

第37条の字幕送信について、インターネットのほか、衛星通信を含む放送・通信等による方法を通じて配信できるよう明記するべき。

第37条の字幕送信について、利用者を聴覚障害者だけでなく、知的障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等も利用できるよう、利用対象者を拡大するべき。また、「聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者」以外にも、その他の障害者福祉団体、NPO等も送信できるようにするべき。

第37条改正に伴って認められた字幕に関する翻案権(第43条3)の制限を、知的障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等も情報にアクセスできるようにするために、内容の書き直し等(例えば難しい表現の書き換え)も含む柔軟なものに拡大するべき。

視覚障害者情報提供施設(点字図書館)だけではなく、公共図書館及び教育機関等においても、無許諾で録音図書を製作できるようにするべき。

第37条に規定されている録音図書を含む音訳物について、視覚障害者だけではなく、音声情報を必要とする知的障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、上肢麻痺等の身体障害者、高齢者なども利用できるよう、利用対象者を拡大するべき。

視覚障害者の福祉の増進を目的として、盲人用録音物の公衆送信を可能にするべき。個人が所有する著作物を所有者自身が利用するために、視覚障害者のための録音など、本人が読める形に第三者が変換(複製)することを、第三十条の私的使用の範囲として認めるべき。

著作権法32条2項には、広報資料類は「新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる」とあり、インターネット上のホームページなどに転載することが可能であるかどうかは明らかではない。資料内容を広く国民に知らせる目的での利用を認める本条の趣旨からして、これを有体物としての刊行物に限定する必然性は無く、インターネット上における公衆送信的利用をも認めるのが相当である。

障害者用資料を製作・編集する者を養成する過程の著作物の使用について、自由に行えるようにするべき。

公表された著作物（主として印刷物）については、障害者の情報保障の目的で、コンピュータで読み取れる形のデータ（テキストデータ等）で複製、記録、送信できるようにするべき。

出版業界によるいわれのない過度の図書館への圧力に反対する。業界団体と、その御用聞きと化した文化庁著作権課による、「出版物の売り上げが伸びないのは図書館のせい」という根拠薄弱なキャンペーンを一刻も早くやめさせるべきである。

「動画著作物」の定義を新設し、頒布権の名称を「興行配給権」に改めるべきである。昨今の技術革新に現行著作権法第2条3項の「映画著作物」の定義が合致しなくなっている一方、個人に対して現行法の「映画著作物」に与えられている様々な特権を認める解釈変更はそれらの特権の理由と齟齬をきたすものであり、問題が大きい。以上の理由により、言語・美術・音楽など他の著作物と同等の「動画著作物」の定義を新設すべきであると考えられる。

映画の著作物に対する著作権過保護が問題視されている現在、映画の上映権に対する制限を外す合理的な理由は何ら存在しないだけでなく、過大な権利保護に与するのみであり、著作権法に求められている改正要望の国民の声に逆行する。

著作権分科会において延長と並行して審議される予定となっている連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律の廃止には、賛成する。

第4章9(9)では「関係者間協議の結論」という表現が頻出しているが、消費者団体を始め一般の著作物利用者を代表する団体は全く参加していない。本項目を推進計画から抹消することを強く要望する。

現行の推進計画には障害者の情報アクセス機会確保ないし拡大に関する言及が存在しないが、障害者基本計画に対応させると共に一層の拡充を図るべく直ちに「障害者の情報アクセス機会確保・拡大」を追加すべきである。

自らが著作権を有しない著作物や、著作物の要件を備えない創作に対して、著作権を主張する行為は、社会法益を害する。著作権という重要な権利に対する信用を損なうこれらの行為の犯罪性が高いことは明白であり、具体的な被害者がいない場合でも犯罪（著作権（者）詐称罪）として明確に処罰しなければならない。

「カラオケボックスまたはそれに準ずるもので政令に定めるものは、不特定多数に対する演奏であるものとする」という規定を創設する。これによって、法の文理解釈上無理のある利用主体拡張論を採用することなく、法的に安定した根拠をもって著作権使用料の徴収が可能になる。

私的使用のための複製について著作権が制限されるべき理由は何ら存在しない。

まず、私的使用複製の制限範囲を狭めることは、権利の拡大にのみ繋がっており、何ら適正な立法理由にはなっていない。むしろ、コピー機やファックスや情報通信が、経済の発展にどれだけ貢献してきたかを考えれば、技術的保護手段を用いて自らの著作物の利用を制限する行為には、「著作権を」制限することによって相応の対価が要求されるべきである。次に、現代では技術的保護手段を実現するさまざまなソフトウェアが存在し、技術的保護手段はきわめて安価に実現することができる。当該規定はもはや時代遅れであり、30条1項2号は廃止すべきである。

現在、次々と新しく著作権侵害行為を抑止する技術が考案されているが、必ずしも「機器が特定の反応する信号を・・・記録し、または送信する方式」（著作権法2条）に該当せず、著作権法上の技術的保護手段に含まれていない技術が出現してい

る。立法当時と現在の間に行った技術の進歩、違法行為の実態の変化、および著作物等の流通・活用形態の変化等を勘案して、技術的保護手段の定義について検討すべきである。

著作権法の条文が文化庁が示したガイドラインとは似ても似つかない内容であるため、ガイドライン外の事態、海外の権利者や日本レコード協会会員社以外の権利者が権利行使を宣言するという事態が生じる可能性がある。こうした不安定な状態を解消するため、附帯決議に沿ったかつ文化庁による趣旨説明・ガイドラインにも沿った内容の法文へ一刻も早く改めるべきである。

IT・コンテンツビジネスは、比較的研究費がかからず、アイデア勝負のところがあるため、規模の小さい大学であっても研究を行いやすい分野である。大学におけるコンテンツ研究の規模を拡大するため、コンテンツ研究を支援する競争的資金を要望する。（例えば、21世紀COEのコンテンツ版のようなもの）

健全なコンテンツの普及拡大を図る観点から、2005年度に、有害なコンテンツから青少年を守るために必要な法律を整備するとともに、一部のコンテンツが身体に及ぼす影響も含めて、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援するべき。

地上デジタル放送・衛星デジタル放送の爆発的な普及を前に、早期に法的整備を図るべきである。コンテンツ利用の促進に向け、早期にルール化し、迅速な解決が得られるような仕組みを構築すべきである。

著作物利用者が当該機関に対して信託を行えるような中間法人制度を設置する法制度が存在することが望ましい。現行法では著作権者の事前同意が無くてはそもそも許諾が下りないようになっているが、当該機関があれば、権利者が適切に権利行使できるようになる。

インターネットを通じた著作権侵害は、国境を越えて行なわれるので、ダウンロードにより複製を行なう者の複製権侵害についても、他国とのハーモナイズも踏まえて検討をすべきである。

現在裁定制度は活用されているとは言い難いが、コンテンツ流通促進のため、制度が活用されていない原因を調査しこれを活用するための施策を検討するとともに、利用マニュアルの整備を加速すべきである。また、現行制度を拡充し、著作隣接権についても裁定制度を設けるべきである。

知的財産権の過剰な保護は、ITの進展を阻害するので、知的財産権の強化はIT社会を阻害しない限度に制限されるべき。そのためには、知的財産権侵害行為に用いられる場合とそれ以外の行為に用いられる場合とでサービス内容を違えることがない中立的なサービスに関しては、知的財産権の侵害主体とされたり、幫助・教唆とされることがないような法整備を行うことが望まれる。

関係者間協議は、一部の利害関係者のみの話し合いであり、その結論が広く国民全体を拘束することは適当ではない。

（私的複製補償金）

HDの私的複製補償金課金は納得いかない。そもそも補償金が必要なほど、違法コピーの影響で売り上げが落ちているのか証明されていない。支払われた補償金が、著作者にきちんと還元されているか疑わしい。JASRAC未加盟の著作権者の楽曲など本来なら補償金が必要のないものまで、一律に課金されるのは、不可解。カセットテ

ープ、MDなどは、音楽目的は明確だが、HDの場合、音楽以外の目的の方が利用されている。

私的録音録画補償金はその名の通り、専ら私的録音録画に用いられるハードやメディアにのみ課金すべきであると考える立場から、PC用のHDDやデータ用CD-Rなどに対する私的録音録画補償金の課金に強く反対する。

HDDは単体では永続的な保存は出来ないデバイスであり、HDD機器から”コピー”を行うには通常CD-RやDVD-Rが必要となるが、これらは既に私的録音録画補償金制度の対象であるため、私的録音録画補償金制度の対象に含める事に反対である。また私的録音録画補償金制度はコピー制御技術がない媒体を対象とした場合にのみ有効であり、デジタルビデオ機器については地上波放送がデジタル化された場合には保証すべき事象がなくなる。こういった場合に対する私的録音録画補償金制度の見直しも、制度化されるべき。

私的録音録画補償金がどのようにあるべきかという検討課題については、利用者/権利者/メーカー・サービス提供者も含め、総合的な検討がなされるべきである。そのような総合的な検討を促す意味でも、現在(9) 権利の付与等により保護を行う、のii)で取り上げられている私的録音録画補償金制度に係る事項は、同(13) デジタル時代に対応した法制度の在り方の一貫として検討されることが適切であることが明確になるよう記述を改めるべきである。

補償金の対象になっていないパソコンやそれらの周辺装置、メディア等を用いた私的録音録画の爆発的な拡大によって、著作者及び実演家らには、著しい不利益が一方的に発生している。よって、政府が、私的録音録画補償金制度の見直しについて主導的な役割を果たし、より一層積極的かつ具体的に取り組む旨を明記するべき。私的録音録画補償金については、現在では、技術革新により新しいDRM技術が次々と創出されており、もはや実際の複製時点での対価の徴収が可能となり、これを信頼して新しいコンテンツの流通経路が創出されているのであるから、不平等な負担や分配の要素を持つ補償金制度の廃止を検討すべきと考える。

日常的に行われている録音・録画行為は、必ずしも「他人の著作物」を「複製」しているとは限らない。それに消費者・中小団体が記録媒体・記録用機器を購入・使用できないように保証金を非常に高く設定する事により、極一部の巨大資本のみが著作権産業に参入できる状態にしておく事が可能になる。消費者の利益を完全に消失させてしまう私的録音録画補償金制度は廃止すべきです。

コンテンツ流通の保護は、技術的保護手段が主流になり、また、新たに様々な録画機器・媒体が多様なシステムの中で利用される現状において、従来の民生用専用機器を前提にした補償金制度の運用は、困難かつ不適切な状況になっている。このため、補償金制度そのものの抜本的な見直しを行うことが避けられない。また、制度の見直しにあたっては、法律上積み残しとなっている課題である、30条1項2号と30条2項の関係についての整理を、併せ希望する。

知的財産権は否定しないが、音楽について、JASRACのやり方に大きな問題がある。私は、レストランを営んでいるが、昨年、著作権協会に関らないにもかかわらず請求されるなどの扱いを受けた。音楽をもっと自由に誰でも楽しめるように、特に生演奏での利用料金の引き下げ、収益に見合った金額にするなど、改善をおねがいのする。

私的録音録画補償金制度の改訂は、権利者、対象機器や媒体の製造業者、消費者等の「関係者間で実態に適應した制度への見直しについて協議」を実施し、その結果に基づき実施すべきである。

デジタル時代における「私的使用」の範囲を明らかにし、違法なコンテンツ利用が行われないよう、録画機ユーザーに対する十分な周知を行うべきである。また、私的録画補償金制度の趣旨についても一層の理解促進を図るとともに、ユーザー間で不公平のないよう、対象機器の拡大見直しを行うべきである。

テレビ録画ができるパソコンを私的録画補償金制度の対象として欲しい。補償金の額および額の決め方については、消費者を含めた、あるいは消費者の意見を反映する第三者機関等で検討した方が、透明性がより高まるのではないか。

視聴者が補償金を払っていながら一度も録画ができないという補償金制度の意義を認められなくなるような事態と、その結果としてのハイビジョン録画対応機器やデジタル録画機という、高付加価値デジタル家電買い控えを防ぐためには、まず、私的録画を行う権利をフェアユースの一形態として法律で明文化すべきです。

音楽CD複製機能を備えたパソコンや技術的には保護手段を備えたCDなど多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている現状を踏まえ、2005年度以降、同制度の抜本的な改正を行うべき。

(フェアユース)

フェアユースの最大の問題は、適用基準が非常に不明確になるという点にある。著作権法は罰則も備えており、適用基準が不明確なフェアユースの成立如何に著作権侵害をかからせることは、罪刑法定主義の観点から見ても適当とは言えない。従ってフェアユース条項の導入には反対し、フェアユースの導入ではなく、権利制限の拡張で対処すべき。

著作権制度に対する信頼を回復するためには、著作権法自体が公正なものであることを国民に明示しなければならず、その意味では公正使用の概念を著作権法に盛り込むことが必須である。現行の著作権の制限規定の先頭に、一般条項としての公正使用条項を追加する。

著作権法の目的は「文化の発展に寄与」することであり、この目的を達成する為にフェアユース的解釈を採り入れることが否定され続けるならば、著作権法はその目的を永遠に達成し得ない。よって、フェアユース規定を明文で定めるべきであると考える。

著作権管理団体の一部には、作者の利益保護を唱えながら、管理団体自体の利益と混同しているのではないかと疑問を感じる時がある。そういう管理団体の暴走に歯止めを掛けるためにも、「フェアユース」の規定を是非とも盛り込むべき。同時に、管理団体の外部に苦情処理窓口機関も設置すべき。

「公共の利益」という、行政機関を重んじるような曖昧な表現ではなく、個人がフェアユースを行う権利と規定に明示すべきです。

障害者の情報保証のために真に必要と考えられる公正な著作物の利用については、いわゆる「フェアユース」の考えに沿って現行著作権法の見直し作業をすべき。地上デジタル・BSデジタル放送へのコピー制御信号の付加により、デジタル録画録音機器・媒体購入時に補償金を取られているにもかかわらず、録画・録音自体一度

もできない場合が多発している。このような、補償金制度の意義を認められなくなるような事態と、高付加価値デジタル家電買い控えを防ぐためには、まず、私的録画を行う権利をフェアユースの一形態として法律で明文化すべき。そして、フェアユース条項の反映として、補償金を取る場合は、代わりに、一方的に私的録音録画を規制することを禁ずる規定を設ける必要があるように思う。

アメリカではフェアユースの考え方が一般化している。消費者にフェアユースの権利を認め、消費者がコンテンツをさまざまなかたちで利用できるようにすることにより、コンテンツ自体の価値が高まり、コンテンツの収益性が上昇する。また、日本の著作権法は世界的に見ても権利者に対して強い権利を与えていることから、権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意する事に対し強く賛成する。

「既得権益の過剰な保護」「消費者利益の軽視」などに繋がるのではないかと、言う点がこの計画に際して非常に懸念される。保護規制のし易さはデジタルの特徴であるが、メタデータによる管理をも用いれば、権利者と消費者の利益が両立する新たなビジネスモデルが浮かび上がる。よって、必要な規制と同時に、米国で至極一般的となっている「フェアユース」の導入を至急検討すべきである。

権利の濫用に対し、第1条の「公正な利用に配慮し」だけでは不十分である。濫用を防ぐための一般的権利制限条項が必要である。よって、著作権法の権利制限規定に一般的公正利用条項（フェアユース）を加えるべきである。

障害者の情報保証のために真に必要と考えられる公正な著作物の利用については、いわゆる「フェアユース」の考えに沿って現行著作権法の見直し作業をすべき。昨今の日本は、「知的財産の保護の強化」ばかりが横行し、著作物利用者への配慮があまりに足りない。そのため、本来あるべき規模での利用がされておらず、世界全体から見るとむしろ孤立しているように思える。欧米並のフェアユース規定の明文化が不可欠であると思う。

権利制限規定は公正なコンテンツ利用促進の観点から大変重要な事項であり、権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意し法整備を進めることに賛同する。

デジタル時代に対応した法制度の検討にあたっては、音楽配信サービスの普及や技術的保護手段を備えたCDの商品化など、技術的措置や契約慣行が醸成されてきた状況を踏まえ、法改正により権利を強化するのではなく、技術の進展に伴う利用形態を考慮し、公正なコンテンツ利用促進の観点から、権利制限規定の在り方を検討すべきと考える。

著作権法第30条のような権利制限規定についても、デジタル時代に適正な権利保護と利用のバランスを実現するため広きに失する場面があると考えられ、全体的にバランスを鑑みて見直しが検討課題になっていることも考慮する必要がある。

商業用レコードの還流防止措置など、政府の掲げる「知財立国」とは無軌道に業界権益を拡大し、一般国民に過剰な負担を強いるかのようなイメージが先行している現状は非常に危機的な状況である。今後も「フェアユース規定の不存在」を理由に権利制限の縮小・撤廃ばかりが優先され、一般国民の負担を増大させる施策を推進することは一般国民の知的財産制度に対する不信を増大させるばかりで「知財立国」の実現を遠退かせる。「知財立国」に対する一般国民の不信感を払拭することにまず全力を挙げるよう、切に望む。

教育改善のIT化に主導的役割を果たしてきている大学関係団体を中心に、国外、

とりわけアジアの国々へのコンテンツ配信に向け、教育の分野別に教育コンテンツの通用性・共通性を点検・評価する大学を中心としたコンソ - シアムの構築が必要とされる。

企業等の第一線で活躍する専門家から、大学教育で得られないコンテンツを情報通信技術を通して提供を支援する。これにより、理論と実際をマッチングし、現実感覚をもたらす教育が可能となる。

「3.(4)競争政策の重要性と表現の自由などの重視」の項目に、独占禁止法についての記載が見られるが、日本でもコンテンツに対して独占禁止法を適用すべき時期が来ていると考える。独占禁止法21条の、適用除外項目から著作権を除外する必要がある。著作権の保護と同時に、コンテンツの利用を推進するための施策が必要だとも考えています。フェアユースの考え方を導入すべき時が来ていると思う。

(アクセスコントロール)

実際にアクセスコントロールを行うのは、ハードウェアメーカー、メディア製作者、放送事業者、その他著作物流通事業者などであって、著作者を管理・選別する方向に使われているものがある。具体的にはゲームソフトの流通であり、著作者・著作権者がハードウェアメーカーに許可を得なければ、著作物をメディアに載せることすら許されない。アクセスコントロールの弊害を防ぐにはことごとく、著作者・著作権者は等しくメディアにアクセスできる法案を制定するしかない。

アクセスコントロールは、いわば情報への接続を制御することであり、知る権利とのバランスを慎重に取っていく必要がある。知る権利の侵害は、最悪戦中の大本営発表のような情報の管理・統制につながる恐れがあることから、アクセスコントロールの回避に対し罰則を設けることに対し反対する。

(ファイル共有ソフト)

Winny 事件のように法的根拠もあいまいなままソフトウェアの開発者を逮捕することは、次期製品の話や広報戦略上影響がある。まずは、法的な整備が急務になるが、その際には過剰な締め付けによる文化の衰退を防ぐこと、さらに明快で万人が納得できるガイドラインの策定を望む。

ファイル共有ソフト開発者を著作権侵害の幫助として起訴する事件があり、刑事処罰の可能性が産業の開発を妨げている。この一因には、著作権法が保護の範囲を、年々、十分な議論無しに広げてきたとともに、著作権侵害の例外については硬直的かつ限定的にしか規定されていないことがある。プログラマに安心して技術開発できるようにも、一般条項的なフェアユースの規定とともに、フェアな開発提供行為を幫助の範囲から除外する規定を明文化して頂きたい。

ソフトウェアの開発行為が犯罪にされるのは新規の技術開発を萎縮させ、日本の国際競争力を失わせる。世界的にも開発行為自体の責任は問わないと言うのが司法判断の流れであり、この流れに沿って著作権法に中立行為保護規定を創設すべきだ。昨年京都府警が「Winny」を開発した研究員を著作権法違反幫助容疑で逮捕した事件は、世界的傾向に逆行している。開発者がその開発行為に関して刑事責任を問われるリスクを一方的に負わされることは新規の技術開発を萎縮させ、日本の国際競争力を損なうことに繋がりがかねない。著作権法に中立行為保護規定を創設すべきであ

る。

現在、ファイル交換ソフトを用いた著作権侵害は著作権者に対して甚大な被害を与えている。このような状況にもかかわらず、違法な著作物をダウンロードする側は、例え著作権侵害行為によってアップロードされたことを認識していても私的使用目的の複製であれば著作権侵害を一律構成しないというのは広きに失すると考える。違法な著作物の供給を望みそれを取得した者について一律私的使用目的という枠内で保護に値するかは十分検討すべき課題である。

(版面権)

出版物に関する「版面権」について、新たな権利の創設にあたっては、出版物の複製に関する既存の契約スキームに与える影響、利用者の利便性確保の観点等も考慮の上、慎重な検討が必要である。

版面権の検討の意義は全くない。出版社はすでに出版権という排他的な権利を保有しており、加えて再販制度による保護をも享受している。またむやみに権利を増やすことは、出版物流通のコストをいたずらに増加させるだけである。

版面権の制定に反対する。近年のデジタル技術の発達により、文字情報(テキスト)そのものは重要であるが、版面自体の価値はむしろ低くなってきている。そのような状況で新たに版面権を付与することは、時代に逆行している。

すでに独占的な権利である出版権が認められている事で充分である。また、再販制で保護されていることに加えての保護は不要である。むやみに権利を増やすことは、出版物流通のコストをいたずらに増加させるだけであり、出版物への「版面権」は廃止すべきである。

すでに独占的な権利である出版権が認められている事で充分である。また、再販制で保護されていることに加えての保護は不要である。むやみに権利を増やすことは、出版物流通のコストをいたずらに増加させるだけであり、出版物への「版面権」は廃止すべきである。

「『 公衆向けビデオ上映会 』を行える具体的範囲を『 学校における場合 』などに限定する」とあるが、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会等の議論も踏まえ、「 図書館 」における上映も、その公共性を考慮して、「 学校 」と同様に権利制限の対象としてほしい。

版面の作成はビジネス上の工夫にとどまり、著作権法で保護するほどの創造性は認められないので、「 版面権 」の創設については反対である。

通販等による書籍等の普及を促進するためには、著作物検索用のデータベースを構築するにあたっては当該著作物の内容の全部又は一部をデータベース内に組み入れても著作権侵害とならないような法制度の構築を望みます。また、出版社・音楽制作者が(出版ではオンデマンド出版を含めた形) 刊行・リリースを現実に行っていない著作物については、印税相当額を供託することを条件に、民間企業が復刊することを許す法制度を構築することが望まれます。

(技術的保護手段)

「 機器の保守・修理・変更に伴うデジタルコンテンツの複製について、著作権法の権利制限規定を拡大すること 」について早急に検討する必要性がある。情報関連機

器内に保存されているデジタルコンテンツを一時的にバックアップし修理後の機器に復元したり、機種変更に伴い旧機器から新機器にコンテンツを移動しようとしても、多くのコンテンツにはコピーコントロールが付されており、これを回避して複製する行為は技術的保護手段の回避（著作権法30条1項2号）に該当する可能性があるため、消費者は当該コンテンツを再度購入することを強いられている。

機器の保守・修理・変更時など、場合によっては違法視されるべきではない技術的保護手段の回避もありうる。見出しは「技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象を拡大する」と、あたかも法的規制対象拡大を前提としているかのような印象を与えるため、見出しの「・・・法的規制の対象を拡大する」は「・・・法的規制の在り方について検討する」と変えるべきである。

技術的保護手段等の回避に関する規制の規定については、アメリカ著作権法の行き過ぎた規制が、産業の発展を阻害しかねない大変な社会問題となっている。日本においてはアメリカの社会問題まで輸入しないよう、独占禁止法制との整合性も視野に入れて、慎重な立法と運用への配慮がなされるべきである。

技術的保護手段を法で保護する際には、何らかの要件を課すことが必要と考える。まず、保護が実効性を持っていることである。また、技術的保護手段の含まれたコンテンツを使用する際に、正常な使用を保証できる規格であることも要件とすることで、技術が法的保護を受けている間に対応機器を流通させる義務を課すべき。

技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の検討課題は、デジタル環境下での私的複製など著作物の利用のあり方と私的録音録画補償金制度の見直しの議論と密接に関連するものであることから、それらとともに総合的に検討する必要があることを明記すべきである。これら保護技術等に反応しない「無反応機器」を法による規制の対象とすることは、大きな問題を惹起するものである。従って、推進計画2004にある「無反応問題等」についての記述は、削除すべきである。

権利の保護を強化し権利者の利益を図る観点からの施策は十分になされている一方で、公共の利益という観点からの施策は十分とは言いがたい。従って、著作権保護法制について言えば、権利制限規定の拡充を図るべきであることを明確に掲げるべきである。また、著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不当に害しない行為一般に関して、権利行使を制限する旨の規定の創設についても検討する必要があることを明記すべきである。

CCCD等に代表される技術保護が事実上の撤廃に向け、世界的な流れになっている現状、また現在、技術的保護手段等の回避以外に購入した財産の保護を行う手法を、業界・権利者側が全く提示していない現状での法規制の強化は明らかに正当な購入者を無視した行いである。このことから「(10)技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象を拡大する」の「理由」の見直し、もしくは白紙撤回を提案する。昔の音楽等のデータは、昔作られたアプリケーションを使わなければ使用できないが、そのアプリケーションやデータを記録している媒体が、何らかの理由で破損した場合に、大部分の著作権者は絶版・倒産等を理由に、当該のデータやアプリケーションの提供を行わない事がある。この場合、第三者からそのデータやアプリケーションの提供を受けざるを得ないが、もしその物件がコピープロテクト等で複製が出来ないならば、その持ち主はその物件を破棄したと同じ状態になってしまう。主にアニメ・ゲームソフトなどのコンテンツについて、技術的保護手段の回避の規

制等、私的利用のための複製・変換を制限する規制に関しては、権利者の利益と正規利用者や公共の利益とのバランスの観点から、規制のあるべき適用期間・範囲を検討する。

主にアニメ・ゲームソフトなどのコンテンツについて、ある手段が法で保護された技術的保護手段に該当するか否かといった係争を避けるため、また回避行為の禁止期間を限定できるようにするため、技術的保護手段の登録制度を設けることを検討する。

アニメ・ゲームソフト等のコンテンツに関して、その収集保存と、後年における一般への供用の在り方を検討する。媒体の劣化や技術的進歩に対応する複製・変換を可能とするための法整備や、保存されたコンテンツを一般に供用するに際して複写権・利用権を調整する機関の設立も、あわせて検討する。

技術的保護手段の定義の整理が必要と考えられること、ネットワーク上で多数、頻繁にこれらを回避する重要な情報が提供されたり、アクセスコントロールの回避について刑事罰がないことから抑止力が十分に働いていないことを鑑みれば、違法対象行為や刑事罰の導入について積極的に検討すべきである。

著作権法においては生産打ち切り機種（ハードウェア）の技術資料等においても著作権が存続するため、旧式情報機器のユーザに無駄な買い換えを強いている。メーカーが明示的に生産打ち切り・サポート終了とした製品は、終了後1年程度のノウハウ保護期間を経た後は技術資料等の著作権を放棄することを義務づけ、本義務を怠りまたは義務が果たせない場合は、著作権が自然消滅してユーザが自由にバックトラックエンジニアリングを行いその結果を発表できる、とする条項を設けて頂きたい。

コピーコントロールCDのように、正常に再生・使用出来ないものを売り付けてその責任を取らない姿勢はその企業、ひいては業界に対する不信感に繋がり中長期的に産業を衰退させる。よって、ユーザーサポート体制の拡充を義務付ける為の施策を追加することを希望する。

（貸与権）

50年間の書籍雑誌の権利者は数十万から数百万人に及び、このような権利処理機構は不可能であり、大半の民間図書館は違法状態となる。そもそも「貸与権」は84年に貸しレコード問題が発生した時に家庭内録音の幫助を理由に規制できないため、貸与自体に権利を付与したものであり、コピー問題のない書籍・雑誌に貸与権を付与することは立法の趣旨から逸脱している。このため、書籍・雑誌の貸与権の廃止もしくは報酬請求権化すべきである。

WIPO著作権条約では貸与権の対象はコンピュータソフト、音楽CD、ビデオに限定されている。限られた余暇時間・可処分所得をめぐって、携帯等との競争が行われている中では、極力多様で廉価な著作物利用形態が必要であり、コピープロテクトの入ったゲームソフト、DVD、CCCDは自由に貸与されるほうが著作者にとっても、文化の発展にとって有益である。映画の著作物（DVD、ゲームソフト）の貸与権の報酬請求権は廃止すべきである。

洋楽CDのレンタルを1ヶ月以内にレンタルできるように貸与権期間を短縮する法改正が必要である。

貸与権管理センターは雑誌については管理委託を受けていないとのことだが、これは著作権法改正時に国会で行なわれた説明と大きく食い違っている。貸与権管理センターが書籍・雑誌の両方について実効性を得るようになるまで、書籍・雑誌の貸与権は停止すべきである。

子供会・老人会等で行われる啓蒙ビデオ等、有料で行うには難のあるコンテンツまで使用料を取る事は、かえってそのコンテンツが使用されなくなる可能性がある。よって例外的に無許諾でできる非営利・無料・無報酬の上映の限定に反対する。

書籍・雑誌等の貸与権については施行日（本年1月1日）を過ぎてもなお許諾条件が制定されずにいる。法改正の趣旨が、コミックレンタルという新たな利用態様から適正な報酬を作家に還元する事にあるはずで、そのためにはむしろ利用者団体（CDVJ）の組織力を活用して、効果的に報酬を徴集し支払うシステムを確立することが、結果として作家の利益に繋がる。

国内レコードの運用にあたっては、セルとレンタルの秩序形成が順調に行われている一方、外国レコードは1992年以降のレンタル全面禁止によってシェアを減らしている。この事からも、レンタルの全面禁止が音楽市場に与える影響は明らかである。我が国の音楽産業における洋楽市場を活性化させるため、洋楽レンタルの邦楽並み条件という当初の目的を達成するため、法改正もしくは政令改正を求める。

（デジタルに対応した著作権）

著作権法は権利者に配慮しすぎているものが余りにも多い。例えば、これだけインターネットが普及している時代になりながら、他者のホームページからの情報を研究目的等の理由により、自由にコピー（複写）できるという法律構成になっていない。

デジタル時代を迎えた今、法制度が追いついていないため、現在企業においては契約でようやく補っている。技術の進展に伴い、権利制限規定の見直し等早急に取り組むべき課題が余りにも多い。

残念ながら、現行の日本の著作権法で規定されている「障害者」とは、視覚、聴覚障害のみであり、また視覚、聴覚障害関係にしてもまだ対応が不十分な部分があり、このままでは、情報バリアフリー社会の構築にも支障が生ずる虞がある。

著作権法は、例外の例外を規定している条文があまりに沢山あるので、是非とも条文自体を簡素化して一般大衆に容易に理解できる内容にすべき。

著作権法第30条のような権利制限規定についても、デジタル時代に適正な権利保護と利用のバランスを実現するため広きに失する。仮に、立法化する場合であっても、正当な技術開発とその利用を阻害しないように配慮することが重要である。著作権が侵害されることを認識して、継続的に、かつ意図的に、他者に著作権侵害行為を行わせた場合に限りて間接侵害の責任を負わせるようにすべき。

「Web ログ」を取り扱うサイト等では、著作権侵害行為が多い。『コピーフリーマークを出していない著作者の文献・音楽などの著作物を保護する法律の強化』を望む。

日本の著作権法の権利制限条項は箇条列記となっていて、権利の濫用や社会変化の対応に不十分である。一般的な権利制限規定を設けることで濫用に対抗し、解釈の柔軟性を確保する必要がある。

著作権の制限規定の安易な拡大によって、著作権者への利益の還元が不十分となり、新たな創造へのインセンティブを損なうことのないよう、著作権の制限規定の改正については慎重な審議が関係省庁で行われるようご指導いただきたいと存じます。

なお、それと同時に、制限規定を超える著作物の利用に関しては、権利者側としても、利用者の便宜に資するため適切な著作権許諾システムを確立するための努力が必要であると認識しております。このような許諾システム構築の実現についても、ご指導とご支援をいただきたいと存じます。出版界では、この出版者の権利法制化は長年の悲願となっており、今後ともその実現に向け業界一丸となって努力していきたいと考えております。つきましては、今回の見直しに当たりましても引き続き計画の中にお加えいただきたくお願いいたします。

デジタルで制作される著作物については著作権とは別立ての「コンテンツ権」の対象とし、活用を図るべき。ただ、既存審議会は、古い権利体系の信奉者たちが時代遅れのロビイングをする場となり果てているので、新たな検討機関を内閣直属で設けるべきである。

産業財産制度に対する信頼の回復を前面に押し出すべきである。特に権利者に対して極端なまでに偏重した著作権制度に対する国民の信頼は失墜しており、早急に正当な制度の回復に努めなければならない。

(著作権保護期間)

著作権及び著作隣接権の保護期間延長は、国際的な潮流であり、保護期間の違いは知的財産の国際的な流通を阻害するおそれがあります。また、国内においても、著作家の著作権と実演家等の著作隣接権との保護期間の差を設けることは、合理的根拠を欠くことは明らかであり、特に実演家の場合、生存中に保護期間の失効することが考えられ、バランスを失する。したがって、著作隣接権の保護期間の延長についても明記すべきであると考えます。

現在、市のボランティア団体で、点訳の仕事をしているが、書籍の電子化は、コストが抑えられるばかりでなく、点訳や音訳を通じて、障害者の方達に、簡単に電子書籍を楽しんでもらうことができる。著作権保護期間の延長について、ご再考くださるようお願いする。

著作物の保護期間を延長し公有に帰する時期を遅らせることは、新たな創作による利益を国民が享受できないという弊害がある。推進計画 2004 では、著作物の保護期間のあり方について「関係者間協議の結論を得て」とあるが、保護期間の延長に関する検討は、広く国民全体が関係することを明記し、一部関係者による協議に委ねるのではなく、国民全体による議論を促すべきである。

著作権の保護期間は、「創作の時から」保護期間満了を数えることが望ましい。ベルヌ条約を変更あるいは同条約から脱退する必要がある。創作を促進する材料としての著作権は、創作が完了した瞬間に役割を終えるため、著作権保護は究極的には 20 年以下程度の短い期間だけ存在すれば足りる。まず現行条約と矛盾しない項目として、他の著作物と何ら要保護性の異なる映画の著作権の保護期間を 50 年に戻し、他の著作物に対する著作権と平衡を保つべきである。次に、法人著作の保護期間(これも創作の時より始まるものとする)を 20 年程度にすべきである。一般的に法人の寿命は自然人よりも短く、これでも十分に企業のインセンティブとなる。

著作権の保護期間の延長に際して、既に著作権の保護期間は著作者の死後 50 年間に達しているから、保護期間を延長しても遺族や権利承継者に対して利益が生じるだけであり、創作の活発化にはつながらない。著作権法で認められる諸権利についても、創作時点で想定されていない用途については、創作のインセンティブとして機能しないのであるから、保護を拡大する必要はない。ただし、新たな用途が既存の用途の市場を代替する場合は、その限りにおいて新たな用途についての権利を認める。

「Orphan Works」の問題を解決する有効な手段がない状況での著作権保護期間延長は、著作権法の目的である「文化の発展」にとって有害無益であり絶対に認められない。商業的価値を有する著作物だけ登録制にでもすべき。他の分野に先んじて著作権延長が実施された映画著作物でこの方法を採用し、ベルヌ条約上の義務を超える「プレミアム」の 20 年はこの方式により認めるよう検討すべき

著作権が一律 70 年に延長された場合、文化財は死蔵され、場合によっては失われてしまう。そこで一定期間が過ぎた著作物に関しては、著作権は登録制とし、登録をした著作物のみ著作権が延長されるという仕組みにすべきである。登録のさい、登録料を徴収すれば、利用されているものの著作権は延長され、それ以外はパブリックドメインに入り、多くの人々の自由な利用が可能になるという、バランスの取れた状態をつくり出すことができる。

過去の作品の利用を検討する際、まず最初に求められるのが、著作権の保護期間内にあるか否かを知るための、作者の没年確認である。文化庁著作権課が、データベースを作成し、インターネットを通じて公開すれば、知的財産の公正な利用を促進する上で、きわめて大きな役割を果たす。

無名又は変名の著作物の保護期間は、公表後 50 年までに限られるが、保護期間中に実名の登録があった際は、通常通り、作者の死後 50 年まで保護される。このため、無名又は変名の著作物を利用しようとする際は、実名登録が行われていないことを確認しなければならないので、文化庁著作権課による、実名登録資料データベースの作成とインターネット公開を盛り込むことを求める。

著作物等の保護期間は延長すべきでない。ベルヌ条約では 50 年となっていて、延長する特段の理由はない。大半の著作物は数年で絶版・廃盤となっていて、入手不能になっている。50 年を経過した本は公共の財産とされ、インターネット上では、無料で公開されたりしている。これらの利用法ができる著作物がますます限定される。

著作物等の保護期間について延長には反対である。著作物が持つ公共性を考えれば 50 年でも長いと考える。

現行の規定でも十分に条約で定義された期間を守っているため違法性はなく、むしろ過度に長期的に著作物を保護することによって、その著作物が多くの人に自由に利用されることが難しくなることが考えられます。よって、過度な著作物の保護期間の延長に対し反対します。

著作権の国際標準はベルヌ条約、つまり保護期間 50 年である。米国に合わせるの是对米追従でしかない。著作物の保護にあたっては、権利者の利益と公共の利益とのバランスに留意し、公正な利用を促進する必要がある。保護期間を現行の 50 年から 70 年に延長するのは、公正な利用に供する機会をいたずらに減ずることに他ならな

い。

推進計画では「欧米では著作者の死後もしくは公表後 70 年が標準であり日本もこれに合わせて全ての著作物について保護期間を延長すべきである」と言うコンテンツ産業ないしは米国政府の外圧を容認する項目が存在している。著作権延長、さらには遡及適用はあらゆる分野においてアーカイブ構築に対する最大の障害であり、その観点からこれに反対する。

国会図書館が「近代デジタルライブラリー」プロジェクトをはじめたことを知った時、又一つ、国民の共有財産が増えると思い嬉しく思った。民間による電子図書館、ライブラリーと共に、これからの知的財産を作っていくための貴重な元になると思うので、著作権の保護期間を延長してほしくない。

デジタル・アーカイブの可能性の制約という点を考慮すれば、著作権の保護期間の延長にはきわめて慎重であるべきである。よって本項目は、削除するか、削除に踏み切れない場合には「デジタル・アーカイブ拡充の重要性を十分考慮して、著作権保護期間の延長には、慎重であるべき」と書き加えるよう、求める。

著作権保護期間を延長する動きがあるが、世界的な著作権保護期間の標準はベルヌ条約にある 50 年です。新たな創造を促進するためにまず必要な事柄は、次代のクリエイター達が後顧の憂いなく創作活動に打ち込めるための社会的基盤の整備が第一である。著作権保護期間のいたずらな延長は、これらの活動を困難にする。また恩恵を受けるのは既存の芸術家、及びそれを出版する企業のみであり、それら既存の芸術家および営利団体の既得権益を守ることにのみにしか役立たない。

著作物の保護期間は、特許など他の種の保護期間と比べて長すぎるので、保護期間を延長する著作権法の改正は反対である。

著作権法の保護期間が長く、かつ、「翻訳」と認定される範囲が広範な法制度の下では、二次的著作物の創作・利用行為が禁止されると、後の世代はどんどん知的創造が許される範囲が狭くなり、それは、知的財産の創造に対する大きな足枷になるのは目に見えておりますし、保護期間を延長することは、文化の衰退にも繋がるのは明白です。

(実演者の保護)

著作権法において、映画等の映像コンテンツに創作的な寄与をしている実演家に対しては、未だに経済的権利の付与をしていない。これは、他の先進諸国に比べ、著しく遅れをとっていると云わざるを得ません。よって創作者保護の観点から、この問題を検討し、具体的対策を明記すべき。

知的財産戦略本部での検討は、ライブ芸術の振興についてはまだ不十分だと考える。ライブ芸術の場が劇場だが、芸術の創造、交流、発信のために公演等への支援、芸術家等の配置等の支援を実現する「劇場事業法(仮称)」を制定し、劇場の社会的な役割を明確にし、地域社会に舞台芸術の拠点を形成する財政、法的基盤の整備や税制上の措置を進めることが望まれる。

実演家やスタッフは、多くがフリーの立場で断続的かつ不定期に作品ごとに就労し、契約上弱い立場に置かれ不利な条件を甘受せざるを得ない環境にあるため、公正・適正で明示的な出演条件による仕事環境の整備が必要である。この基本的なルールに基づき、労災保険適用など法的な対応を検討し、芸術活動の特性に見合った補償

体制を確立する必要がある。

(著作権の放棄)

多くの自由のライセンスによってインターネットでは創作活動が行われているが、これらのライセンスが法的に有効なのかという点については、契約が成立しているかどうか、ライセンス文が適切かについてなど、疑問が呈されている。そこで、これらのライセンスについて、有効である旨を法制度的に確立すべき。

自由利用マークのような、著作権の完全放棄・著作者人格権の不行使宣言を含むものが存在せず、メタデータの価値を何ら有しない仕様が、現状のまま普及するべきではないと思われる。むしろクリエイティブ コモンズ ライセンスの普及を促進する方が効率的であり望ましい。

インターネットの発展と共に、一個人が自己の創作物を広く公開することが容易になっている。現在の著作権法は著作財産権の放棄を明文で認めていないため、このようなパブリックドメイン状態を真に作り出すことが出来るか疑問が残る。権利の放棄を認めることで、より活発な著作物の利用が促進され、ひいてはそれが文化の発展につながるという著作権法の目的にも適う。

(著作者人格権)

著作者人格権は、法による保護が厚すぎ、適正な著作物利用を阻害している。このため、実務契約ではしばしば利用許諾に「著作者人格権の不行使特約」が付されるが、明文の規定が無いために、このような契約が有効かどうかという点に疑問が残る。こちら、著作者の意思で不行使を約する以上、無効と解する必要性は低く、権利の不行使を明文で認めるべきである。

現行著作権法における同一性保持権は、諸外国と比べて極めて不合理な状況に陥っている。このままでは表現の自由を脅かす恐れも大きく、ベルヌ条約上の許容範囲まで緩和するよう希望する。

他方、オンラインゲームにおける改変行為は「閉鎖領域」内に該当しないことは言うまでも無く、サービス提供事業者の利益及び信用を毀損する行為であり、不正競争防止法の適用も視野に対策を検討すべきであると考えられる。

(著作権の管理)

レコード会社や音楽著作権管理会社および音楽配信サービス事業者（音楽配信サービスへの参入希望者を含む。）との間で協議を行い、一定の条件のもとで著作権者および隣接権者に一定のライセンス料を支払えば、自由に音楽配信サービス事業を行えるようなシステムを構築することが必要と考えます。

著作権の保護期間が長すぎることで、民間事業者が復刊ビジネスに乗り出す障害になっている。出版社が新刊の刊行を現実に行っていない書籍等は、印税相当額を供託することを条件に、民間企業が復刊することを許す法制度を構築することが望まれる。

知的財産を保護するのは良いが、そのため利用者のアクセスや閲覧が制限されるのは本末転倒である。著作権者不明で公開出来ないモノは公開が前提に、著作権者が現れた時に、その後利用が続けられるかどうか協議すれば良い。それまでは、何ら

かのルールで決められた利用料をプールして置けば良い。

著作権法の保護期間が長く、かつ、「翻案」と認定される範囲が広範な法制度の下で、二次的著作物の創作・利用行為が禁止されると、後の世代はどんどん知的創造が許される範囲が狭くなる。したがって、後の世代のクリエイターが安心して作品を創作・公開できるように、著作物の翻案・二次的著作物の利用について、原則として、差止請求および刑事罰の対象から除外するように法制度を整備すべき。

著作権法では、著作物の創作時に無方式で権利が発生するため保護される範囲が広く、先行する著作物の調査は難しくなる一方、盗作疑惑などの発生する可能性は増している。また、保護期間の長期化は、流通にのっていない廃盤著作物は、滅失したり、入手がほとんど不可能になる。そこで、著作物に関して登録を要する制度をあらたに創設することを提案したい。

古い映像作品には、根強い人気がありながら権利関係が複雑なためコスト的に再放送やDVD発売の目処が立たない作品が多く、貴重な文化遺産の埋没という公共の不利益をもたらしている。一定の長期間商業利用が行われていない既発表作品については、著作権を強制的に公的著作権管理機関に信託させ第三者が低額の使用料を管理機関に納めれば所蔵する録画を複写し頒布できる、とする条項を設けて頂きたい。

近年ではインターネットの普及により個人がメディアであることも可能になったが、個人が合法的に著作物を利用して作品発表や啓蒙活動を続けられるよう個人向けの簡易で安価な利用の手続きが必要と考える。

マンガの中古本の流通に対して、著作権者に何らかの利益を還元するための法整備を行うための検討を、2005年度中に行う。いわゆる『マンガ喫茶』でのマンガの利用に対して、著作権者に何らかの利益を還元するための制度を創設するための検討を、2005年度中に行う。

我が国の文化・芸能の振興・普及という国や公共団体が担っている重大な責務に照らし、さらには、我が国が目指すコンテンツ産業の振興のためにも、著作権者の権利を保護する経済的損失補償制度と、貸与猶予期間の創設は不可欠である。早急に検討を開始し、必要な法整備を行うべきである。

公共図書館の貸出に対し著作権使用料を支払う制度を導入する。公貸権料は全国の図書館の貸出明細を貸与権管理センターにおいて年度毎に集計し、しかるべき料率を以てその額を算定、それを書証として各著者に送付する。著者は確定申告時に同証書を添付、使用額相当分を所得控除として申告できるものとする。出版物の収益回収期間として、公共図書館の貸出開始までに一定の準備期間を設ける。

著作物複写利用の適法化について啓発をお願いする。

著作権管理団体の使用規定が、権利者と利用者間の適切なバランスを考慮し、かつ広範は創造活動の現場をリサイクルさせる状態にあるかを常に調査監督し、状況を国民に示し判断を仰ぐシステムを導入して頂きたく提案します。

著作権法・著作権等管理事業法・独占禁止法間の旧態依然とした不明瞭な領域を廃し、著作権管理団体などの実質的な独占状態を解体し、自由競争の原理に根ざしたコンテンツ流通のフィールドを成長させるための政策を推し進めて頂きたくお願いいたします。

コンテンツ産業が、日本の基幹産業たる音楽機器製造業、コンピューター関連産業

など、ハード側との多角的で適切な関係を確立し、利用者の指示を得られる円滑な機能を果たす総合環境へと安定できない場合は、この方向に急激に移行している世界の潮流から我国産業は取り残され、製造業者側の国際競争力までも失うに至る可能性すらあります。この側面を再考重視し、既存資本利益優先の安易な著作権強化策は採らないようお願いいたします。

著作権者不明等における「著作物裁定制度」は、利用促進に傾くことなく、権利者保護のための公示方法などを、著作隣接権も含めて議論すべきである。

(流通)

多くの地域では、ごく限られた数の書籍しか実際に手にして内容を確認することができない。民間に委ねていたのでは大型書店が進出して来ない地域について、公共部門が大型書店の設立・運営をサポートすることが望まれる。

通販等による書籍等の普及を促進するためには、当該著作物の内容の全部又は一部を著作物検索用のデータベース内に組み入れても著作権侵害とならないような法制度を構築することが望まれる。

(青少年の健全育成)

一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、業界等による定量的な調査研究等の取組を支援するとの「指摘」はなんら科学的な根拠が無く、明らかに憲法上の表現の自由に反する記述であるため、全文削除が妥当と考える。

青少年の健全な育成についての取り組みは、憲法で保護されている表現の自由や、子供の知る権利を侵害せず、さらに青少年を尊重した上に、特に慎重に行わなければならない。また、表現を規制する一切の法律、取り組みに対して強く反対する。青少年の健全育成のための有害コンテンツ規制について、歴史的事実に基づいて、議論すべき。

「青少年等に及ぼす影響への配慮」と「無配慮」とを判別する基準を政府が策定し、国民に半ば強制することは、日本国憲法第 21 条を否定する行為です。「青少年等に及ぼす影響」についてあたかも「共通の判断基準の合意」がある得るかのような前提での(7)青少年の健全育成への自主的な取組を奨励、支援するは、削除すべき。表現の自由が憲法で保障されている以上、何かしらの描写を法的に禁止することには実在する人の人権侵害防止など表現の自由に優越させるべき根拠が必要であり「青少年の保護」は、その根拠として余りにも曖昧かつ抽象的であると言わざるを得ない。

(ゲームソフト等中古品流通)

ゲームソフト等の中古品流通のあり方で主張されている「消尽しない譲渡権の創設」には大きな問題がある。平成 11 年著作権法改正において譲渡権が創設されることとなったのは、権利が消尽しないとすることにより著作物の流通に混乱を招き、取引の安全を害するおそれがあるからであり、これは妥当な結論である。「所要の措置」には、このような結論を覆す措置をとりえないことを明記すべきである。

中古と仲たがいをせずゲームを売るためには、課金制をとるのがベストである。

その上でパッケージ販売を行い、中古も可能なようにシリアルなどは必要としなければ良い。また、この方法に関しては法改正は必要ないものと思われる。

ゲームソフト等の中古品流通の在り方（第4章・9・（9）・2）は削除すべき。最高裁は、中古売買合法の判決を出している。然るに一部には、裁判で負けたから法改正で「消尽なき頒布権」（再販売を禁止できる権利）を求める主張があり、知財推進計画にも消尽なき頒布権の検討が記載されているが、まったく持って不当である。

ゲームの中古販売に関して独占禁止法を遵守する。ゲームの中古販売を制限すべきであるという主張には、何ら正当な理由が無く、採用に値しない。自動車や不動産の中古販売を制限することが、契約自由の原則上考えられないのと同様。

最高裁は、中古売買合法の判決を出している。さらに最高裁は、財産権と著作権の基本的な調整原理として「頒布権の消尽」（最初の販売のみ著作権が及び、再販売は自由にできる）を積極的に導入している。昨年秋に行われた文化庁の「著作権法改正要望事項に対する意見募集」でも、中古規制に対しては多くの反対意見が寄せられた事を銘記すべきである。

既に最高裁判所の裁判で判定が出ているにもかかわらず、なぜこのような項目があるのか。「2）権利の付与等により保護を行う/iv）ゲームソフト等の中古品流通の在り方」の削除を求める。

「知的財産推進計画2004」には「ゲームソフト等の中古品流通の在り方」という項目をはじめ自由な著作物流通を阻害する項目が見受けられます。本来著作物の処分、譲渡、利用は自由に行われるべきで有り、「コピー問題の伴わない真正品の流通・再流通は自由に行えることが文化の発展にとって有益である」と言う立場から「知的財産推進計画」の見直しを要求する。

ゲームソフト等の中古品流通を認めるべきである。中古ゲームソフト裁判では、最高裁は、法文上頒布権に消尽の明記がないにも関わらず、財産権と著作権の基本的な調整原理として消尽を認め中古合法の判決を下している。古今東西、禁制品を除き、中古売買を規制した法律はない。昨年秋に行われた「著作権法改正要望事項に対する意見募集」では、中古規制に対しては多くの反対意見に加えて、経済産業省も「検討すべきでない」と反対している。

最高裁の判例を無効にするために安易に新規法制を設ける妥当性はない。安易に権利者側保護に力点を置いており、また司法や他の法制度との整合性を無視した考え方である。

すでに最高裁によって合法とする司法判断がなされています。その司法判断を無視し、中古ソフトの流通に対し何らかの規制を設けようとする行為に対し反対します。2002年の最高裁中古ゲームソフト判決では、著作権者は中古品として流通するゲームソフトについて何らの権利も有しないと判断されたが、それが知的財産立国を志向するわが国の政策として果たして妥当なのか、というのがこの問題の基本である。コンテンツ産業を支える制作者への適正な報酬が確保されるような実効性のある法的枠組みの整備が早急になされるように、推進計画の見直しにあたっては引き続きこの中古ゲームソフト流通の問題を盛り込んでいただくことを要望する。

当協会やゲームソフトメーカーでは、関係者との協議を重ね、また、客観的・経済的な見地からあるべきしくみを検討するために必要とされるデータの収集、分析な

ど行っているところです。収集された客観的データ等を参照しながら今後さらに広範囲の関係者との協議を進めるため、この項目については引き続き計画に載せる必要があると考えます。

ゲームソフト中古品流通の在り方については、中古品の影響、新品ソフトのマーケティングなど検討を続けており、消費者の立場を配慮しつつ、開発者に利益還元される中古流通の仕組みを模索しております。

この仕組みを模索するために、広く意見を聴取し、関係者との協議を進めていこうとしております。そのため、2005年度以降も推進計画の一部として、継続記載を御願い致します。

中古業者によりゲームソフト等が広範に取り扱われ、それが発売後間もない新盤市場に影響を及ぼしている指摘されているが、権利者への利益の還元の在り方については、消費者利益等の観点を含めて慎重に検討を行う。

ゲームソフトの中古流通を規制した場合、嗜好品であるゲームソフトを楽しむ者にとってのみならず、中古流通規制論者の核心を占めるゲームソフト会社にとっても儲けの低下という望まぬ結果になると思われます。よって、私はむしろ最高裁判決の趣旨（ゲームソフト中古流通の明文合法化）を立法化することを望みます。

仮に独禁法第21条の存在が、企業、ひいては業界の遵法精神欠如に本条の規定が与えている悪影響は計り知れないほど大きい。（株）ソニー・コンピュータエンタテインメント事件では被審人側の主張を「知的財産保護制度の趣旨を逸脱し、あるいは同制度の目的に反するものであることはいうまでもない」と全面的に斥けており、「制度の目的に反するものであることはいうまでもない」推進計画第4章9(9)-2)ivは直ちに削除されるべきである。

（還流防止措置）

レコード輸入権問題ほど、国民の「知財立国」のイメージダウンに貢献したものはない。すでにライセンス済みのレコードについて規制を加えることは、単なる音楽業界保護であり、自由貿易を掲げるWTOの基本的な精神に反するばかりでなく、著作権においては世界的に主流の考え方となっている「国際消尽」に反して、「権利の二重取り」をわざわざベルヌ条約の「内国民待遇」の原則を無視した立法をしてまでも認めようとしていることになり、「国際的な著作権制度の調和」を掲げる第2章 5.(2)と矛盾する。

還流防止措置の対象となる期間を決定する際に文化庁が示した根拠は恣意的に拾われたデータであり、制度内容の適正化が急がれる。また、還流防止措置という音楽業界保護の制度が確立したことで、音楽レコードを再販制の対象から外すべき。

2004年に成立した輸入権は、著作者の利益に何ら貢献することなく、また海外レベルに対する対日本輸出の差別的取扱を可能にする、国益を損なう存在であり、廃止すべき規定であると思われる。

昨年パブリックコメントで還流防止措置に対する反対意見が全体の8割以上を占めたことを受けて「施行後の見直し」が追記されたことは評価するが、需要予測が達成不可能であると判断された場合や日本国外のレコード会社が輸入阻害的行動を取っている事実が認められた場合は、日本レコード協会が昨年6月末に新聞各紙で「万一欧米から洋楽CDの輸入が阻害される場合には、還流防止措置の廃止もやむを

得ないと考えています」と表明したことを受けて直ちに還流防止措置を廃止すべきである。

第4章9(9)はどの部分を取っても「業界権益偏重の賜物」である。殊に、第4章9(9)-2)ivは司法判断を拒絶するばかりか、実施されれば独占禁止法の執行を著しく阻害し、消費者利益を侵害する。昨年のパブリックコメントで反対意見が集中したのは当然であり、削除に応じなかった本部及び事務局の対応はそれ自身が「業界権益偏重」姿勢と多くの一般国民に受け止められている。「供給手段の多様化」と言う点でも、日本は欧米に比べて明らかに遅れている。日本ではゲームソフトのレンタル店が一扫されたが、南北アメリカでは幅広くレンタルが実施されているのは日本でもよく知られている通りである。

国内レコード会社による音楽著作物の敵対的権利取得は、この先間違いなく起こる。豊かな音楽文化を築く為にも、そして外国に日本の音楽コンテンツを受け入れてもらう為にも、先に成立した音楽レコードの還流防止法を廃止すべき。

レコード輸入権創設の結果、レコード会社が指示した膨大なリストを元に、輸入CDの内容や表示を個別に判断することが税関には強いられる。税関は、勢い、怪しければ止めるので、邦楽のみ対象という立法趣旨に反することは目に見えている。よって、実施困難かつ、妥当な根拠に基づかない条文を削除することを望む。

商業用レコードの還流防止措置に対しては、業界権益の拡大を最優先に一般国民の負担を増大させる施策を推進することは、一般国民の知的財産制度に対する不信を増大させるばかりで「知財立国」の実現を遠退かせる。以上から、「2)権利の付与等により保護を行う(vi)音楽レコードの還流防止」について早期見直し、もしくは白紙撤回を提案する。

音楽用CDに再販制度による価格維持が認められているのは日本だけであり、日本の消費者は著しく高額な音楽用CDを買わされている。96年のWIP0著作権条約では、輸入権は否決されていて、国際標準にも反する。多くの音楽ファンの反対を押し切って成立した法律であり、音楽レコードの還流防止措置は、早期に見直し、廃止することが相当である。

CDの輸入規制案は規制緩和による自由競争の促進の精神に反する。国内レコード会社は、既に再販制度の保護を受けており、さらに輸入盤をなくすことは二重の利益を得ることになる。国は、国外の海賊版対策をすべきである。

還流防止制度と再販制度を両方すべきでない。音楽にはメジャーなものからマイナーなものまで、数多くのファンがいるが、音楽の嗜好の多様性まで削られかねないこの制度を廃止すべき。

商業用レコード還流防止措置の見直しを強く希望する。4年という禁止期間は長すぎるばかりでなく、邦楽以外の通常の輸入盤にも適用される法律上の不備が適用される可能性もあり、ひいては市井の音楽愛好家達の選択肢を奪う結果になりかねない。日本特有の再販制度にも関わらず、これ以上の過保護は許容されるべきでない。海外版CDに対しても国内企業が輸入する権利を握ると、消費者は国内版しか購入することができず、またその価格は再販価格維持制度によって一定に保たれ、多くの場合海外版よりも割高な国内版しか消費者は選べなくなる。消費者の利益が著しく侵害される恐れのある音楽レコードの還流防止は、きわめて慎重に行われるべきであり、また、再販価格維持制度とのバランスを今一度議論し直す必要がある。

レコード盤・音楽用テープ・音楽用 CD の 3 品目については、再販制度を廃止すべきであると考え。その理由の第一は、著作権法による「還流防止措置」(レコード輸入権)の創設である。きわめて産業保護政策的な傾向の強いこの措置は、消費者にとって再販制度と合わせて、二重の不利益となる。第二の理由は、通販システムの発達や音楽配信による新サービスの登場で、従来から再販制度の必要性の理由とされてきた、発行企画の多様性の維持や文化の地域格差の是正が確保されるようになったことである。第三の理由は、日本の音楽 CD 等の異常な高価格である。以上の理由から、音楽 CD の再販制度の廃止については、国民的合意を形成することは十分に可能であると考え。

昨年反対意見を押し切って成立した音楽レコードの還流防止制度は自由な競争を阻害し、消費者利益を損なう制度であり、早急に廃止すべきである。輸入品の価格が安くて問題なのではなく、競争が働かないために国内品の価格が高すぎるのが問題なのである。

地域等の魅力あるコンテンツの保存や発信強化を図る

戦後日本の激動期を記録し続けた写真は、時を経るごとにその価値は高まっており、わが国にとって貴重な文化遺産といえる。歴史的資料として、芸術表現として評価されてきた写真の原板(フィルム等)を保存・管理・展示・利用する施設「日本写真保存センター」の設立を要望する。

映画、アニメ、映像ゲームなどの開発には多額の予算が必要であり、その収益保証もなく資金収集が難しいことから、場所や施設の面で公的に優遇するコンテンツ特別区を設け、日本におけるコンテンツビジネスの最前線とする検討を提案します。

(日本ブランド)

政府の知的財産戦略推進本部の「日本ブランド」推進に大いに賛成する。特に地域ブランド」確立のための商標法改正の取り組みに大賛成で、期待する。「地域ブランド」確立にあたって、農水省の「黒豚」の定義を、「純粋バークシャー種」から「国産の純粋バークシャー種」へと変更することを求める。「黒豚」という日本ブランドは、鹿児島県を中心とした、日本の生産農家の数十年にわたる苦難の努力の結果、確立されたオリジナルブランドである。外国には、「黒豚」という日本語のブランドは、存在しない。あるとすれば「バークシャー」ブランドであって、それを日本国内で販売しようとするならば「バークシャー」のブランドで販売するのが当然である。現在、北米産のバークシャーが、大手商社・全農・大手食品メーカーの間で大量に輸入され、「黒豚」のブランドで日本国内で販売されている。「黒豚」ブランドへのフリーライド(ただのり)の商行為と言える。これらは直ちに違法行為ではないが、「日本ブランド」を確立するためにも、「黒豚」は国産の純粋バークシャー種とし、外国産のものは「黒豚」ブランドは使用できないこととし、「バークシャー」ブランドで販売するようにすべきである。

現行 JAS 法では、ハム・ソーセージの原料の原産地表示を義務づけていない。また違法行為に対する罰則規定もない。これらも、黒豚偽装問題を生む背景となっている。早急に、JAS 法を改正して、罰則規定を設けること。また、農水省告示を早急に改めて、ハム・ソーセージの原料の原産地表示を義務づけることを強く求める。

地域ブランドや農産物の知財戦略など特許に限らず幅広い知財戦略の立案に地域が取り組み始めている。一方、地域知財戦略の具体的な推進基盤が欠けている地域も多い。地域に根ざす大学や公的研究機関、TLO、などが自治体と連携して、地域知財戦略の推進基盤を整備していく必要がある。

産業構造審議会における商標制度および意匠制度の各基本問題（商標の定義規定の新設、意匠の保護期間等）を加速すると共に、各種識別子権の総合たるに留まらないブランドの経営価値表示機能に対応する制度を考究すること、日本ブランドと地域ブランドとの整合を図ることを記載する。

第5章 人材の育成，国民意識の向上

知的財産関連人材の養成と知的財産教育・研究・研修を推進する

大学の教養課程を文理融合型にすると共に、専門課程において、知的創造、発明の内容・新規性・有用性の記述等の実務教育を施し、クレーム作成能力を備えさせる。弁理士、知財弁理士、知的財産検定合格者、知的財産アドバイザー、簡裁知的財産訴訟単独代理権を有する司法書士などの各職域と各機能の総合力が、知財立国に役立つよう、知財専門要員の能率的な職務体系を構築する。

特に弁理士の業務については、「他人の囑託を受けて、知的財産に関する訴訟等について裁判所・検察庁、法務局に提出する書類を作成すること」を明定する。

公的資格試験として、弁理士試験、ビジネスキャリア制度、知的財産検定試験、ビジネス著作権検定の受験者を増加させることで知識のより一層の普及をお考え戴きたい。このための研修の実施・通信講座・インターネット教育講座の開設をぜひ検討戴きたい。

居住地域、所属組織、知的財産の種類や程度に関わらず、自己の知的創作についての適切かつ迅速な保護を受けることができる保護体制を構築すべきである。そのため、日本弁理士連合会や日本弁理士会の協力のもとに、知的財産専門職人材の配置をも含めた体制作りを図るべきである。

著作権や商標・意匠権については、別途資格者制度を誕生させる必要を感じる。

「中小企業・ベンチャー企業の支援と啓発を強化する」だけでなく、しっかりと規制もして頂きたい。知的所有権管理士や特許管理士といった資格の乱立を規制して頂きたい。

「大学の機能分化」が叫ばれている中で、知財分野の専門職大学院設置を誘発するインセンティブ施策が必要である。

国民全般の知的財産に関する意識向上のため、初等中等教育段階から教育する必要があり、そのための指導者研修の実施も含めて体系的な取り組みが必要である。

私立大学における知財教育については、私立大学等経常費補助金などにおいて配分強化するなど、インセンティブを誘発する施策を要望する。

科学技術を基盤とする産業創出のためには、様々な科学技術領域それぞれに適した知的財産マネジメントを行うことが不可欠である。これらの知的財産マネジメントに関わる人材育成に関しては、知財専門職大学院に加えて、幅広く科学技術を基盤としたMOTなどのコースの知財カリキュラムを充実させるとともに、コースを修了後、知材に関係する資格を受けやすくするなどの制度を整える必要がある。

現在の知財に関わる様々な問題は、単一の学問領域の知識で解決できることは少な

い。わが国将来の知財立国の指針を確固たるものにするため、知財経営、知財経済、知財会計、知財税務などの学際・境界領域の学術研究の重要性について、幅広い認知を促し、同分野の学術振興に努める必要がある。

既存制度で希望がもてるのは技術経営専門職大学院だけであり、抜本的な強化を図るべきである。その際、「競争こそが物事を良くする」との真理を良く認識し、一方的な立場に偏した過剰な規制を排するよう、知的財産戦略計画に書くべきである。「学校」制度にこだわる必要はない。たとえば、会社内のエグゼクティブ・スクールについても、「学校」と同様の支援策を考えてよい。また、独法化した工業所有権研修センターなどに人材を結集することも、一つの方策である。

育成の対象には、知的財産分野の専門サービスを提供する専門人材だけでなく、知的財産創作人材も含めるべきである。知的財産立国の実現を標榜する我が国にあっては、若年層にみられる、所謂、“理系離れ”現象を防ぐことに十分留意すべきである、

我が国に不足している、知的財産分野において既成概念を打ち破って新しい発想を展開しつつ周囲を統率していく、コンセプト・リ・ダの育成を重点的に進めていくべきであり、そのための研究機関や研鑽の場を早急に整備することが必要である。大学の知的財産活動のための人材、ベンチャーを育成支援する人材、水際取締・模倣品対策のための人材等々の要求に的確に応えられる知的財産専門家を育成することができる人材育成システムを、早急に具体化すべきである。

法科大学院の2004年度の入学状況なども追跡調査し、理系学生の層別調査を行った上で、理工系出身者が法科大学院を目指しやすくするため、入学試験に理工系選択科目を設けるなどを検討する。

弁理士、知的財産弁護士、認定司法書士などの各職域と各機能の総合力が知財立国に役立つよう、知財専門要員の能率的な体系を構築する。特に弁理士については、本人出願、本人訴訟の増加を誘導することで、代理業務の著増負担を軽減しつつ高度の知財戦略分野への進出を全うすると共に、知的財産権の最高度専門家として、知財訴訟単独代理権を付与されるべき。

知的財産専門職大学院の卒業後に弁理士資格を与えるか、法科専門職大学院や会計専門職大学院のように大幅な受験科目免除措置の便宜を図るべき。

弁理士の資格を卒業後に与えることを明確にすれば、弁理士受験という束縛から離れて、実務面から知的財産が抱える多数の問題の解決に集中できる。卒業予定者は弁理士資格を付与または大幅な受験科目軽減と引き換えに、修士論文審査会を各大学院に設け、その審査を通過した者にだけ資格を与えるべき。

国際的に知財立国として成り立っていくためには、社会的に認められた専門性の高い人材育成が必要。知的財産専門職大学院の学位取得者は高度なファイナンスの専門性を持ち、かつ、知的財産の専門性を兼ねてもつ最適な秀逸な人材である。このため、知的財産専門職大学院の修士号（専門職）取得者には弁理士資格を付与すべき。

第五章において、「弁護士・弁理士の大幅な増員と資質の向上を図り、知的財産に強く国際競争力のある弁護士・弁理士を充実する」とあるが、行政書士についても、「知的財産推進計画として」資質の向上を図ってはどうか。

商標と意匠の登録や更新手続きについては、行政書士にも代理を任せられるように

した方が、国民の利便に適う。もし、商標法と意匠法について、行政書士に対する能力に不安のある場合は、一定のカリキュラムを希望者に受講させてはどうか。公平・迅速な審査のため、審査官の質の向上、人材の育成。先行技術調査の充実と簡便化、外部調査機関の育成と活用促進を図る。

知的財産立国を担う弁護士人材の育成を積極的に推進する。

特定侵害訴訟代理人（付記弁理士）の制度の運用状況について、能力担保の試験・研修の総合的見直しが必要である。名実共に「技術と法律の専門家」として、国際性をもった弁理士を育成するため、弁理士試験・研修制度の全面的見直しが求められている。折しも平成12年改正法の5年後の見直しの年に当たり、2005年度の推進計画では、これを重点課題とすることが必要である。プロセス教育を前提にした試験制度と充実した研修制度の組合せによって、世界一競争力の高い弁理士を育成することが、知財戦略の要である。国際化の進展する中で、弁理士による外国出願書類の作成業務は、弁理士の業務として明文化する必要がある（但し、非専権業務）。

知的財産に関する知識体系の高度化に向け、知的財産の取得や管理手法、紛争解決手法などに関する研究を行う専門学部の設置を促進されたい。

法科大学院の自主性を尊重し、エンターテインメントの企業家、実務家と法律家が共同して担当するカリキュラムを設けるなど実務と法務の接点を研究させる教育制度の確立が求められる。大学院等のプロデューサー養成の課程においてコンテンツの開発・投資・活用に関する法的な視点を加えるべきであり、これに実務的な視点を踏まえた教育レベルを確保しなくてはならず、エンターテインメントを担当する法律家がこれらの教育に関与しその質を確保することが求められる。

「知的財産立国」の実現のための人材として、専管業務規定やその解釈として知的財産を取り扱える法律専門職種全てを取り込んだ質の向上が必要であり、そのための知的財産専門職大学院の活用についても検討に加えるべきである。また、知的財産の専門家としての行政書士についても、知的財産法の抗議を受講したり、研究が行うことができるよう、法科大学院の自主的な取組を促していただきたい。

人材なくしては政策ありませんので、他の章における計画に先立って、人材教育を進める必要があります。特に知財専門家は、総数を数年以内に倍増する必要があると言われていています。知的財産戦略本部は、育成すべき知財専門家の種類、育成手法、達成時期などについての方針と目標を作成すべきであり、この点を推進計画に盛り込むべきです。

知的財産専門職大学院については、積極的に弁理士制度や弁護士制度に組み入れるなどの方策をとらないと、いつまでも米国の特許弁護士には対抗できる専門人材は生まれることがなく、我が国企業の知的財産競争に不利な状態が続くばかりです。人材育成については、知財の創作者、知財の管理者、知財専門家に限らず、実践的な知財未来学者（政策戦略家）や、その組織の育成も視野に含めるべきです。

植物新品種の審査を行う農林水産省の審査官について、高度の専門知識を持つ専門家として人材育成を図り、育成者権の保護促進や侵害対策に積極的に活用する仕組みについても検討を進めるべきである。

知的財産関連の人材育成の動きが進展するなか、知的財産に関する専門的知識や能力を有する人材の育成、確保及び資質の向上を図る観点から、私立大学が設置する

法科大学院をはじめ技術経営に関する専門職大学院、知的財産専門職大学院・会計専門職大学院に対し、国等における一層の支援策の強化を図る必要がある。

いわゆる付記弁理士につき、「特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2004年度以降検討を行う。」とされている点については、計画から削除されるべきである。

相談体制を強化し、紛争を未然に防ぐとの観点から、日本行政書士連合会が養成し、全国に設けている「著作権相談員」の活用を図ることを盛り込んでいただきたい。特許の審査官のように、植物新品種の審査を行う農林水産省の審査官についても高度の専門知識を持つ専門職として、人材養成を図るべきである。また、一定の審査実務経験者には国家資格を与え、専門家として、積極的に活用すべきである。わが国の植物新品種を開発する力は世界でも有数のものであり、植物新品種を開発を促進することがわが国の経済発展につながるという基本的な認識を政府関係者は持つべきである。今後、わが国で育成された植物新品種の海外への出願や登録、海外での権利侵害対策等についても、国として積極的な支援を行うべきである。民間の種苗関係団体等が協力して「登録表示マーク」を定めて、その種苗や収穫物等に添付する活動を進めようとしているが、国としても積極的な支援を行うべきである。弁理士の不正競争防止法全般に亘る仲裁・調停手続の代理権については、さらに弁理士法改正の見直しの中で併せて対処することを要望する。この点を含めて、さらに弁理士の積極的活用の方策とそのための環境の整備を行うことを希望する。

国民の知的財産意識を向上させる

国民の知的財産に対する関心をより一層高め、我が国の知的財産立国政策を国の内外にアピールするため、発明の日（4月18日）を休日とすることにすべきである。

知的財産の理解に関する事項を学習指導要領に盛り込み、初等・中等教育段階で知的財産に関する知識を習得できるようにするほか、各種シンポジウムやセミナーの開催により、広く国民各界各層に対し、知的財産に関する正しい認識の普及・啓蒙に努められたい。

児童、生徒への啓発活動については、創作マインドの植生が大事ですが、他人の知的財産（創作）を尊重して物まねをしない、独自で考える気持ちを幼少時代から育成する必要がある点を明記すべきです。

警察より偽造品に注意するようにとの呼びかけをして頂く事は啓発的意味で効果の高いものと思われるので、この点についても検討を頂きたくお願い致します。

審議会における議論を広く（インターネットで）公開するよう関係官庁には努力いただきたい。こうした公開が進めば、より多くの人々が知的財産関連の話題に触れられるという相乗効果が得られる。本来知的財産に関する議論は、一部の専門家や実務家による審議会だけで為されるべきではなく、国民を巻き込んだ議論とすべきである。